

令和4年第7回坂町議会定例会

会 議 録 （第2号）

1. 招 集 年 月 日 令和4年6月2日（木）

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 開 会 （ 開 議 ） 令和4年6月3日（金）

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（12名）

1 番 向 田 清 一 君

2 番 安 竹        正 君

3 番 光 岡 美 里 君

4 番 主 枝 幸 子 君

5 番 奥 村 富士雄 君

6 番 柚 木        喬 君

7 番 出 下        孝 君

8 番 瀧 野 純 敏 君

9 番 大 田 直 樹 君

10 番 中        雅 洋 君

11 番 中 川 ゆかり 君

12 番 川 本 英 輔 君（議長）

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町            長

吉 田 隆 行 君

副   町   長

岡 村        恒 君

教   育   長

枝 廣 泰 知 君

技            監

鈴 木        晃 君

情 報 政 策 監

鳴 川 雅 彦 君

総 務 部 長

車 地 孝 幸 君

民 生 部 長

藤 本 大 一 郎 君

教 育 次 長

坂 本 孝 博 君

総 務 課 長

西 谷 伸 治 君

企画財政課長

山 本        保 君

税務住民課長

松 谷 展 裕 君

|            |           |
|------------|-----------|
| 民 生 課 長    | 宮 本 隆 一 君 |
| 保険健康課長     | 増 木 梨 江 君 |
| 産業建設課長     | 三 戸 浩 司 君 |
| 都市計画課長     | 川 上 宏 規 君 |
| 生涯学習課長     | 福 嶋 浩 二 君 |
| 会計管理者兼出納室長 | 槇 尾 伸 君   |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

|        |           |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 西 谷 信 樹 君 |
| 主 事    | 梶 谷 政 博 君 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 8. 議 事 日 程

##### 議 事

日程第 1 「一般質問」

##### 追加日程

日程第 1 議案第44号 「財産の取得について」

日程第 2 議案第45号 「令和 4 年度坂町一般会計補正予算（第 3 号）」

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 9. 議 事 の 内 容

（開会 午前 1 0 時 0 0 分）

○議長（川本英輔議員） 皆さん、改めましておはようございます。今日は定例会 2 日目に入ります。傍聴席の皆様、ようこそおいでいただきましてありがとうございます。これから一般質問が始まりますので、議員の皆さん、一生懸命質問いたしますので、よろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員は 1 2 名であります。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第 1 「一般質問」を行います。

お手元に配付しております質問通告表のとおり、1 1 名から 1 2 問の質問事項が通

告されております。

それでは、順次、発言を許しますが、議員の皆様、質問の際には要点をいつものことながら絞って発言をお願いします。

また、再質問は5問までといたします。

4番主枝幸子議員から「避難行動要支援者の個別避難計画作成について」質問願います。

主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 「避難行動要支援者の個別避難計画作成について」御質問いたします。

小屋浦地区を中心に、関連死を含め、死者・行方不明者21名を出した平成30年7月豪雨災害から4年が経過しようとしており、豪雨災害から得られた教訓を未来に伝承し、災害を風化させないための取組である坂町災害伝承ホールがこのたび小屋浦公園内に開館したところです。

さきの豪雨災害では、亡くなられた方の多くが土砂災害警戒区域内などの危険箇所に居住されておられた高齢者が多く、このような避難行動要支援者と言われる高齢者あるいは障害をお持ちの方などの避難をどのように行うかということは坂町においても喫緊の課題であると考えます。

国においては、改正災害対策基本法が令和3年5月20日に施行され、避難行動要支援者の円滑な避難を支援するため、個別避難計画の作成を努力義務として規定し、新たな地方財政措置が講じられ、令和3年からおおむね5年程度で作成を促進することとされています。

このような状況の中、避難行動要支援者の個別避難計画作成について、町はどのように進めていくのかお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「避難行動要支援者の個別避難計画作成について」の件についてお答えをいたします。

個別避難計画は高齢者や障害者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための個別計画で、令和3年5月に災害対策基本法の改正が行われ、計画の作成が市町村の努力義務として規定され、市町村が計画作成の主体となり、福祉専門職、民生委員、住民福祉協議会、地域住民などと連携をして、おおむ

ね令和7年度までに計画を作成するものとの方向性が示されました。

個別避難計画に関するこれまでの取組といたしましては、平成25年に災害対策基本法の一部が改正され、市町村において避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられたことから、本町におきましては、75歳以上の一人暮らしの高齢者など対象範囲を定め、対象となる避難行動要支援者より要支援同意並びに個別避難計画に係る調査を行った上で名簿を作成をし、防災関係機関である消防署、警察署、消防団や避難支援団体である住民福祉協議会、民生委員に配布をし、情報の共有をしているところでございます。

御質問の、避難行動要支援者の個別避難計画作成について、町はどのように進めていくかについてでございますが、本年度は広島県の「防災と福祉の連携による個別計画策定促進事業補助金」を活用し、県の指導も受けながら、庁内関係課、地域包括支援センター、社会福祉協議会などと推進体制の整備、個別避難計画の作成等の検討を行うとともに、優先度に基づき対象地区、対象者を選定し、福祉専門職等へ個別避難計画の目的や必要性などの説明を行い、避難支援者となる住民福祉協議会、民生委員、地域住民の方々などの関係団体や関係者への個別避難計画の意義や事例説明などを経て、町、本人、家族、福祉専門職、地域、支援者などの連携による個別避難計画の作成を行うよう考えております。

災害による犠牲者を坂町において1人も出さないようにするためには、町、本人、家族、福祉専門職、地域、支援者などが密接に連携することによる実効性のある個別避難計画の策定が必要であると考えており、令和4年度より個別避難計画の策定に着手をし、令和7年度の完了を目指して取り組んでまいります。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 坂町における現在の避難行動要支援者の人数と名簿への登載人数をお聞きます。

○議長（川本英輔議員） 宮本民生課長。

○民生課長（宮本隆一君） 坂町における現在の避難行動要支援者の対象人数は1,030人、そのうち名簿への登載人数は411人でございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 1,030人と411人で、今度、名簿への登載人数をどのような方法で増やしていくのかお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 宮本課長。

○民生課長（宮本隆一君） 名簿への登載人数をどのようにして増やしていくかについてでございますが、現在、身体障害者手帳の申請時や介護保険、要介護認定、要支援認定の結果の通知を行う際に、避難行動要支援者名簿情報提供の同意書に記入をいただいて、名簿への登載の同意を頂いた方から、順次、名簿への登載をしているところでございます。

今後はこれらに加え、個別避難計画を策定していく中で、介護支援専門員、ケアマネージャーや相談支援専門員等の福祉専門職をはじめ、民生委員の訪問の機会などを利用しまして、丁寧な説明を繰り返し行うことで、名簿への登載人数を増やしていくように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 答弁で、優先度に基づき対象地区、対象者を選定し、福祉専門職等へ個別避難計画の目的や必要性などの説明を行うと答弁がありましたが、具体的にどのように行うのかお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 宮本課長。

○民生課長（宮本隆一君） 国の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針において、まずは優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画の策定に取り組むというふうにされております。

優先度の高い避難行動要支援者というのは、要介護度が3から5の高齢者、身体障害者手帳1級、2級を所持する方など、自ら避難をすることが困難で、かつ、ハザードマップで危険な区域に住む方などでございます。これらの方々を把握して、対象地区、対象者を選定していきます。

また、参加していただくことになる介護支援専門員などの福祉専門職に対し、広島県が実施する福祉専門職防災対応力向上研修を受研してもらうなどして、個別避難計画の目的や必要性などの説明を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） では、個別避難計画を作成したら終わりではなく、作成後のアフターフォローや実効性のある取組を必要と考えますが、町として具体的なものがあるかお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 宮本課長。

○民生課長（宮本隆一君） 個別避難計画を作成した後は、個別避難計画作成対象者の同意を頂いた上で、住民福祉協議会、民生委員、地域住民の方などに、避難支援などの団体に平時における計画の提供を行うとともに、本人の状況等の変化に応じた計画の更新をしてまいります。

あと避難訓練などを行って、継続的にそういったことを行うことが策定のアフターフォローになるというふうに考えております。

いずれにしても、災害への備えを考えるときに、自分自身の身を守る自助、それから、地域の人たちがお互いに助け合う共助、公的機関による支援・援助である公助、これらの自助、共助、公助がそれぞれが役割を果たして連携していくこと、また、私たち一人一人が自分の命は自分で守る、自分たちの地域は自分で守るというような思いを持つことが重要であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 3番光岡美里議員から「再度問う、町内の障害福祉サービス事業の展開について」質問願います。

光岡議員。

○3番（光岡美里議員） 「再度問う、町内の障害福祉サービス事業の展開について」をお伺いします。

障害福祉サービスとは、身体や知的、精神に障害のある方や特定の疾患のある方が地域の中で生活を続けていけるための様々な支援をするサービスのことで、障害者総合支援法に基づいて提供されるサービスのことを指します。

障害福祉サービスは日常生活や社会生活を営むために必要な訓練などの支援を提供する「訓練等給付」と、日常生活に必要な介護の支援を提供する「介護給付」の2種類が中心となり、そのどれもが障害がある方などが地域で生活を続けていくために必要な支援となっています。

坂町においては、地域活動支援センター、放課後等デイサービス、相談支援事業所があり、平成27年度に一般質問をしたときと比べ、事業所も増えている状況です。

しかし、町内の当事者の方々が日中活動の場として通所しておられる事業所のほとんどは町外にあり、町内に選択肢が乏しい状況は依然続いています。

そこで、町内において障害福祉サービス事業がより展開され、当事者の方々が町内にも選択肢を持てるような働きかけが必要であると考えます。坂町福祉のまちづくり計画においてどのように捉えておられるのか、町当局の考えをお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「再度問う、町内の障害福祉サービス事業の展開について」の件についてお答えをいたします。

本町では、令和4年3月、社会福祉法の規定に基づく坂町地域福祉計画及び坂町社会福祉協議会の地域福祉活動計画を一体的なものとし、第1次坂町福祉のまちづくり計画を策定をいたしました。

本計画は計画期間を令和4年度から令和8年度までの5か年とし、基本理念を「誰もが夢と希望を持ち明るい笑顔で絆を深めるやさしさあふれる福祉のまちづくり」と定め、高齢者や障害者、子育て世帯、生活困窮世帯など、対象によって区分されることなく、誰もが住み慣れた地域で支え合い、助け合いながらいつまでも安心して暮らせる地域共生社会を目指すこととしております。

町内の障害福祉サービス事業所数につきましては、前回の御質問時の平成27年度時点では、地域活動支援センター「わいわいハウス」1か所のみでございましたが、令和4年5月現在で相談支援事業所が3か所、放課後等デイサービスが3か所加わっております。

また、令和2年4月からは済生会内の介護保険サービス事業所が障害福祉サービスも提供することができる共生型サービスの指定を受けたことにより、障害者と高齢者が同一の事業所でサービスを受けることが可能になり、障害者が65歳以上になっても同一の事業所を利用できるなどの利便性の向上につながっております。

さらに、令和4年5月には、重い精神障害のある方も地域で安心して暮らせるよう、看護師、精神保健福祉士などの専門家チームで支える訪問型の事業所「アクトひろしま」が広島県で初めて坂町内に設置されました。

しかしながら、町内に日中活動の場として通所できる事業所は少なく、依然として町外の事業所へ通われる方が多いことも現実としてございます。

このような中、このたび策定をした第1次坂町地域まちづくり計画においては、

「気軽に集える福祉の拠点づくり」を掲げ、保健・福祉の拠点の体制を整備し、包括的な支援体制を構築をするため、町内に障害者の地域生活や就労を支えるための日中活動の場や、町民同士の交流の場の確保を目指してまいります。

さらには、高齢者、障害者、子育て世帯等が分野ごとに区切られることなく、町内で多様な選択肢が増えることにより、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせることを目標とし、本計画の基本理念にもありますように「誰もが夢と希望を持ち明るい笑顔で絆を深めるやさしさあふれる福祉のまちづくり」を進めてまいります。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） 障害者の地域生活や就労を支えるための日中活動の場の確保を目指していかれるという答弁を頂きまして、当事者の方々や御家族の方々、あるいは福祉、介護の関係者にとっても大変喜ばしいことと感じました。

地域生活を支えるサービスにつきましては、町内においても、小屋浦にある訪問介護事業所「コスモス」さんに、先日、お訊ねしたのですが、精神障害を対象としたヘルパー派遣などもされておられ、在宅生活を支える重要な担い手であると感じているところです。

そこで、答弁にもありましたように、成人した障害者の通所先につきましては、現在、町内に1か所しかない状況があります。障害者の地域生活や就労を支えるための日中活動の場の確保に当たっては、就労系の事業所なども必要になると考えますが、坂町福祉のまちづくり計画においては、具体的にどのようなメニューを想定しておられるのか、構想をお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 宮本民生課長。

○民生課長（宮本隆一君） 具体的なメニューということですが、坂町の第3次障害者計画の策定時に行いましたアンケート調査の中で、住まいや暮らしについて、精神障害者のうち約2割の方が一人暮らしを希望されておりました。地域の身近な場所に相談できるところがあること、親亡き後に障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域で生活のできる生活支援の充実が求められているということがこの調査の結果でうかがうことができました。

また、就労については、働いて収入を得たいという回答が多く、そのためには町内の身近な地域で働けることや、障害があっても働ける場所が身近にあるということが、

そういったニーズがあるということを認識しております。

これらのニーズに応えるためには、障害があっても自立した生活ができる居住系の施設や就労を支援する施設が必要であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） 居住系と就労系の施設ということで、ともに必要になってくるものだと感じております。

その中で、前回した一般質問でも、就労継続支援B型事業所など就労系の事業所の誘致が必要ではと訴えてまいりましたが、町内での早期の整備の実現を期待したいと思っております。

その就労系、居住系の事業所について、運営についてお伺いします。

県内外におかれましても、事業所の運営を自治体が主体となって行っておられるケースと、民間の企業が運営しているケース、両方ございますが、このたびの計画では、坂町主体の運営になるのか、それとも、どこか既に運営経験のある社会福祉法人などの誘致を計画されておられるのか、その辺をお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 宮本課長。

○民生課長（宮本隆一君） このたびの計画においては、いわゆるプロポーザル方式において民間の社会福祉法人を誘致して、施設の整備、運営のほうをしていただく方向で考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、課長が申しましたけども、いろいろなケースもあろうかと思えます。坂町には県の設置しておりますパレアモアもございますので、そういう県の施設等ともしっかり状況を把握して、また、協議をしながら、どうあるべきかいうことをこれからしっかり詰めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） 確かにパレアモア、県立総合精神保健福祉センターあります。煮詰めていかれるということで、多様な事業所が坂町に注目していただけることを期待したいと思います。

そこで、利用対象者について伺います。

答弁いただいた中でもあったように、高齢者、障害者、子育て世帯などが分野ごとに区切られることなく、町内にも多様な選択肢をとお答えいただきました。このことは本当に当事者の方やその御家族に大切な要素だと思っております。

特に発達障害についてですが、発達障害のお子さんが通所する先として町内にもあります放課後等デイサービスになりますが、この放課後等デイサービスは、基本的には18歳までの利用となっているため、18歳以降になると、就労支援、あるいは通所、相談先の変更が必要という段階で一区切りできてしまいます。そのため、継続した支援が困難になりやすいという特徴もある分野であります。

発達障害の分類は精神障害の分野にありますが、事業所誘致につきましては、あるいは、パレアモア等と話を煮詰めていただく段階で、精神障害の分野にも積極的に対応されている事業所が求められると考えます。もちろん法律上は3障害を対象とするという規定はありますが、実際の運営で積極的に精神障害の分野についても対応されていることが大切になってくると考えます。このことについては、町のほうではいかがお捉えでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 宮本課長。

○民生課長（宮本隆一君） 平成18年4月に障害者自立支援法が施行されて以来、障害福祉サービスは障害の種別にかかわらず、共通のサービスを提供するということがされています。

坂町に誘致する事業者についても、身体、知的、精神の障害の種類を問うことなく、全ての障害者が利用対象となります。このことから、このたび誘致する障害福祉サービス施設についても、精神障害を含め障害の種類を問わず通える場となるようなものを目指してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） では最後に、答弁いただいた中で出てまいりましたアクトひろしまさんの連携について伺います。

答弁された中であったアクトひろしまですが、こちら24時間対応で、16歳以上の精神障害の分野に対応してくれる訪問型の事業所になります。坂町にとって非常に心強い社会資源ができたと思っております。

先日、事業所を視察させていただいたのですが、その際に、坂町との連携について、地域で困り事を抱えておられる方を民生課から紹介を受けて、連携して支援しておられる様子をお聞かせいただきました。

その連携ですが、ケースを事業所に振って終わるだけではなく、民生課で相談支援に携わっていた職員も一緒に同行して、事業所を当事者につなげてくれているため、スムーズに相談援助を行うことができているというお声を頂いています。

このつながりは当事者の方からしても、突然知らない人が家にやってきて、相談乗りますと言われるよりも、顔なじみで事情をよく分かってくれている民生課の職員さんが一緒に来てくれるため、安心して受け入れられることと思います。

アクトひろしまのスタッフの方も、これからもこのような連携を取りながら、ニーズを抱えておられる方の支援を連携して行っていきたいとお気持ちをお聞かせいただきました。

そこで、地域生活を支えるための連携について、今後、どのようにお考えかお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 宮本課長。

○民生課長（宮本隆一君） アクトひろしまについては、町長の答弁にもありましたように、重い精神障害のある方も地域で安心して暮らせるよう、看護師、精神保健福祉士などの専門家チームで支える訪問型の事業所で、令和4年5月に坂町内に開設されました。

事業内容については、サービスの利用に必要な計画策定を行う特定相談支援や、地域で一人暮らしをする障害者に対する支援を行う自立生活援助、居宅に看護師等が訪問して支援を行う訪問看護ステーションなどが併設されております。

現時点での坂町内の利用状況は、相談支援の方が2名、訪問看護の方が2名の計4名の方が利用しているというふうにお聞きしております。

現在の連携の状況は、民生課に相談が入る中から、必要に応じて相談者へアクトひろしまの情報の提供を行っているというところがございます。

今後は、坂町の障害福祉の協議の場である坂町地域自立支援協議会に参加していただくなど、顔の見える関係づくりを行って、個別の支援会議や、その中で出てきた課題に対し、連携して取り組んでまいりたいというふうにご考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 6 番 柚木 喬議員から「「くらしの再建」について再確認」について質問願います。

柚木議員。

○6 番（柚木 喬議員） 「「くらしの再建」について再確認」の件で質問いたします。

令和 4 年 3 月の定例会で令和 4 年度町長施政方針が提示され、私は令和 4 年度予算に反対をいたしました。その中においてはくらしの再建の論議が十分にされず、納得するに至っておりません。

下記について伺います。

1 番、豪雨災害後のコロナ禍を含めた「くらしの再建」について、町民への施策や考え方を改めて伺いたい。

2 点目、令和 5 年度が最終年度となる「復旧・復興プラン」の生活復興について、令和 4 年度の具体的対策を明示いただきたい。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「「くらしの再建」について再確認」の件についてお答えをいたします。

平成 30 年 7 月豪雨災害坂町復旧・復興プランは、復旧・復興に向けて取り組むべき主要な施策や具体的な取組を整理し、復旧・復興と災害に強いまちづくりを着実に推進をしていくために策定をいたした計画でございます。

この復旧・復興プランの中で、被災者の日常を一日も早く取り戻すことを目指すために位置づけた柱となる施策が「くらしの再建」であり、この施策に基づき着実に取組を進めてまいったところでございます。

御質問 1 点目の「くらしの再建」についての町民への施策や考え方についてでございますが、復旧・復興プランの「くらしの再建」におきましては、四つの施策を位置づけております。

一つ目の施策でございます「すまいの再建支援」につきましては、公営住宅等への入居支援など、住宅関係の支援はおおむね完了いたしており、現在は応急仮設住宅の供与期間の延長、被災者生活再建支援制度及び坂町住宅被災者再建支援助成金を引き続き実施をいたしております。

二つ目の「災害公営住宅の整備」につきましては、町内 5 か所に 85 戸の災害公営

住宅を令和2年3月に整備をいたしております。

三つ目の「住環境の整備」として実施いたしました災害廃棄物の処理につきましても、令和元年12月に約12万9千トンの災害廃棄物の処理が完了いたしております。

最後に、四つ目の「暮らしに関する総合的な支援」につきましては、坂町地域支援センターで行ってございました被災者支援業務を今年度から坂町地域包括支援センターに引き継ぎ、継続して見守り、相談支援等を実施をいたしており、あわせて、町の保健師による個別訪問において、心のケアにつきましても、引き続き、対応いたしております。

また、坂町ボランティアセンターでの引越支援などを実施をいたしており、災害弔慰金、災害見舞金及び義援金につきましても、引き続き、支給をしております。

災害に加え、コロナ禍という非常に厳しい状況ではございますが、さきに述べましたように、被災者の心に寄り添った支援を継続して実施してまいりたいというふうに考えております。

御質問2点目の、復旧・復興プランの生活復興について、令和4年度の具体的対策についてでございますが、復旧・復興プランに位置づけた「暮らしの再建」、「まちの復旧・インフラの強靱化・まちの賑わい創出」及び「災害に強いまち・ひとづくり」の三つの柱となる施策に取り組むことにより、町民の生活復興を図ることができるものと考えております。

一つ目の柱である「暮らしの再建」につきましては、御質問1点目でお答えいたしましたとおり、応急仮設住宅の供与期間の延長や坂町地域包括支援センターによる被災者支援事業などを引き続き進めてまいります。

二つ目の柱である「まちの復旧・インフラの強靱化・まちの賑わい創出」では、被災した道路、河川等につきましては、早期の復旧に努めるとともに、砂防堰堤等の防災施設の整備をより一層促進をしております。

さらに、三つ目の柱である「災害に強いまち・ひとづくり」では、河川監視カメラによる監視体制の強化や防災行政無線戸別受信機の無償貸与、坂町災害伝承ホールを活用した幼少期からの防災教育や災害を風化させない取組なども進めてまいります。

令和4年度はこれらの取組を着実に進めつつ、コロナ対策にも万全を期し、全力を挙げて取り組んでいく所存でございます。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 再質問ということで申し上げたのは、コロナ禍を含めた暮らしの再建ということなんですけども、今、答弁いただいた内容というのは、何か施政方針を読めば全部書いてある内容で、私はコロナ禍を含めた暮らしの再建はどうするかということを確認してるんですね。かなり町なかいうか、町民に聞きましたら、町民は国費じゃなくて町費で施策を待ち望んでるというようなことを私は思うんですけども、町長、コロナで町民はきゅうきゅうしているんですよ。この現状を今はどう感じておられますか、率直な意見をください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） もちろん町民の方もそういう方も多々おられると思いますし、国のほうもかなりやはり厳しい状況で、国民に対して対策を講じておられるというふうに思っております。もちろんそれに基づいて広島県のほうも広島県内23市町と連携をしながら、コロナ禍の中でどういうことができるかと、県民のためにどういうことができるかということもしっかり考えながら進めておられるというふうに思っております。

我々もそういう方針を基に町で何ができるかということを考えながら取り組んでおるところでありまして、可能な限り町民の皆様にそういうサービスを提供できるようにこれからも努めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 具体的には、令和4年度予算について、暮らしの再建についてですけども、特にアピールするところはどこかを聞きたいんですけども、単純に言えば、令和3年度も暮らしの再建いうことをうたわれてるんですよ。令和4年度も施政方針にうたわれてるんですね。これは具体的にどうのこうのいうよりも、これも町長にお聞きしますけども、3年度、4年度と同じような形で暮らしの再建をうたわれていて、大体概略的には4年度予算についてはどういようなことが特色的に盛られてると思われませんか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 特に暮らしの再建はお金だけを、財源だけを皆さんに配ることだけではないと思います。先ほど申しましたように、ソフトのケアもしっかり引き続

いてやらせていただいております。やはりまだまだ被災時の恐怖がなかなか消えておられない被災者の方もおられます。そういう方たちにもしっかりソフト面で支援をしていく、これも引き続きやっていかなければならないことでありますし、また、特に先ほども述べさせてもらっておりますように、ハード面でもしっかり復旧を早く完了していくということで、令和5年度末まででございますけども、それと同時に、新たな復興に向けたハード事業も町内各地区で、地域で計画をして、これから進めてまいるようにいたしております。

議員がお住まいの横浜西地区でも、かなりそういう面でも予算を投入してこれらの整備にも努めておるところでございますので、御存じだというふうに思っておりますけれども、これからも引き続き、可能な限り議会、町民の皆様の御意見をしっかり受け止めながら取り組んでいきたいというふうな決意でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 2点目の復旧・復興プラン、いろいろと答弁いただいているんですが、そのことについてちょっとお聞きするんですが、今回も私も改めて復旧・復興プランを読みました。復旧・復興プランの原本を読み返すと、こういうようなことが書いてありました。

災害を機に生活基盤など、今までの課題を見直すきっかけとして改善を進める必要がある。単なる復旧ではなくて、創造的な復興を目指しますと、これ、16ページに書いてあるんですけど、町長、この今の創造的復興というのは何か4年度に生かされているか、考え方というのはどういふようなことを思われてるんですか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 先ほども申し上げましたけども、やはり町民の安全・安心を守るためには、新たなハードの整備事業も必要になってくると思うんですよね。単年度でできるようなものもございますけれども、やはり予算の関係でいろいろなことがございまして、そしてまた、国、県の支援も頂きながら、これはやっていかないと、単町で単独でやるということは不可能でございますので、そういうことも背景に置きながら、やはり計画的に年度を超えて進めていくということが大変重要になってくるというふうに思っております。そういう面を述べておるといふふうに理解をしていただければと思います。

例えば、この県道坂小屋浦線もその一端でございます。あるいはまた、広島呉道路4車線化をされますけども、水尻から植田までの側道もその一端でございます。横浜西にも今の広島呉道路脇に道路も新たに新設をします。これも一端でございます。しかし、単年度ではできないわけでありますね。用地の交渉もありますし、いろいろなことがございます。そういうこともしっかり議員さんにも御理解をしていただきまして、逆に地域のほうでそういう復興に対して御支援を賜れば非常にありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 最後の質問をさせてください。

いろいろと暮らしの再建という言葉は以前から出てきた言葉なんですけども、前々から私ども指摘させていただいてるのは、やはり将来に向けて暮らしの再構築みたいなことというようなことを目指すということが一番適切じゃないかと思うんですよね。

なぜなら、過去、一般質問でちょっとしたんですけども、例えば子供の医療費など、他町に後れを取っていることを修正したり、様々で町民負担を軽くすることということが、まずコロナ禍に向けての暮らしの豊かさを戻すようなことと思うんですけども、来年も暮らしの再建ということで、最終年度ですから、暮らしの再建ということでいろいろと施政方針されると思うんですけども、ここに来て、コロナ禍が入ることによって、暮らしの再構築いうふうな感じの考え方を勝手にしたんですけども、その辺はどんなですか、町長、ちょっと答弁お願いします。

○議長（川本英輔議員） 車地総務部長。

○総務部長（車地孝幸君） 暮らしの再建ということで、これは復旧・復興プランで令和5年度、5年計画でやっていますので、それが昨年度も今年度も来年度も続くということで、その中で災害プラスコロナが発生して、議員さんがいろいろ御指摘、今、その言葉についてどうかということなんですけども、今、医療費のこととか言われましたけども、医療費につきましては、町長何度も答弁しておりますけども、それは今の自治体間で競争するようなものではないと。これはユニバーサルサービスとして、これは全自治体が統一的といいますか、それによって自治体間競争をするようなものではないと町長答弁しておりますので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前 10 時 49 分）

（再開 午前 10 時 49 分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 医療費のことについてこれまでやってまいりましたことを、再度、御説明させていただきたいと存じます。

坂町におきましては、国が決めた国民健康保険に加入されている方の一部負担金や介護保険の一部負担金ですね、これ、災害に遭われた方については半年間、まず国が全部見るという。もう半年延びたのですけれども、坂町におきましては、町独自でさらに 1 年間、この国民健康保険の医療費と介護保険のサービス提供料のほう、個人負担金を町独自で補助をいたしまして、被災者の方に支援をしてきた、そういった経緯もございますので、御理解を賜りたいと思います。

今後の医療費につきましては、先ほど総務部長が申しましたように、やはりこれは今後国が考えていかなければならない、全国的に考えていくべきものであるということとで御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6 番（柚木 喬議員） 最後の質問をさせてください。

今の質問ですけれども、すみません、今の表現が間違ってるかもしれません。医療費の無償化というのは、高校生までとか何かいうことを以前の一般質問でさせてもらった、そのことを私は言ったつもりなんで、再度、ちょっと答弁ください。

○議長（川本英輔議員） 宮本民生課長。

○民生課長（宮本隆一君） 医療費の無償化については、現在のところ、この前も、今、総務部長、保険健康課長が答弁いたしましたように、国全体で考えていくということで、坂町のほうも考えていきたいというふうに考えておりますので、当面の無償化ということは考えておりません。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 11 番中川ゆかり議員から「障害福祉サービス施設整備の構

想を含めた計画は」について質問願います。

中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 「障害福祉サービス施設整備の構想を含めた計画は」の件について伺います。

令和4年度町長施政方針に、障害者福祉につきましては、「第3次障害者計画」、「第6期障害者福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」に基づき、障害者が安心して、生きがいを持って生活できる地域社会づくりの実現を目指して、生涯を通じた切れ目のない支援を行ってまいります。

また、障害のある人もない人も、分け隔てられることなく、住み慣れた地域の中で、安心して経済的・社会的に自立した生活ができるよう、相談支援体制の充実や通い先の確保に努める中で、障害福祉サービス施設の整備に取り組まますとありました。

施設整備については、4月の全員協議会において、植田四丁目の建設候補地の提示があり、今後は社会福祉法人事業者の募集をし、運営事業者を決定するとの説明がありました。

町長施政方針での発信からの展開の速さに、施設整備を望まれておられる関係者の喜びはいかばかりかと胸が熱くなる思いがしております。

今後の整備についての構想を含めた計画内容を町当局に伺います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「障害福祉サービス施設整備の構想を含めた計画は」の件についてお答えをいたします。

昨年2月、坂町内の障害のあるお子さんをお持ちの親の会から、子供たちが親亡き後も地域に根差した生活ができるよう、障害者が通える場、相談支援の場、障害児の早期発見と継続した発達支援・親支援の場、誰もが利用できる居場所をつくってほしいと熱い思いのこもった陳情を頂き、これらを実現をすべく、令和4年度町長施政方針に障害福祉サービス施設の整備に取り組むという私の決意を盛り込み、鋭意整備に向けての準備を進めているところでございます。

これらの実現には、まずは候補地を決める必要があったことから、坂町内で整備が可能な用地を立地面や費用等、様々な視点から調査し、このたび植田四丁目地内の約1,280平方メートルの町有地を候補地として選定をいたしました。

御質問の、今後の整備についての構想を含めた計画内容についてでございますが、

候補地において施設の整備並びに運営を担っていただく事業者を募集をするため、親の会などの関係者から具体的な要望等を聞き取り、事業実施に向けスケジュール等を作成し、坂町のニーズにかなう障害福祉サービス施設を実現をしていただける施設整備、運営事業者を決定し、早期の整備着手並びに運営開始を目指してまいります。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 施設整備の実現に向けて、現在は候補地の選定を行って、実現に向けて進めている段階で、詳細は決定事項にない状況であることはある程度承知しておりますが、事業者の選定前に知っておきたい内容等を質問したいと思います。

答弁に親の会などの関係者から具体的な要望等を聞き取り、事業実施に向けスケジュール等を作成しとありましたが、聞き取りなどを行った後、それをまとめたり検討するための委員会等の立ち上げが必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 宮本民生課長。

○民生課長（宮本隆一君） ただいまの町長の答弁の中に、坂町のニーズにかなう障害福祉サービス施設を実現していただける施設整備、運営事業者を決定しとございました。施設整備、運営事業者を決定する際には、委員会を立ち上げたいというふうに考えております。

委員会では、坂町において障害福祉サービスを行いたいと手を挙げていただいた事業者の中から坂町において最もふさわしい事業者を選定していくように考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） これから、今、課長が申しましたようなスケジュールで取り組んでまいるわけでありますけれども、当然、公的な関係機関の専門的な方にも委員に入っていただきまして、そこらのことにつきましても御意見を頂きながら進めていきたいというふうに思っておりますので、これも付け加えさせていただきたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 委員会が結成されるということで、メンバーの中に専門的な人たちも入るということですが、町内の人たち、町内の人のメンバー入りという

のはどういう方たちなのか、時期はいつ頃結成されるのかということをお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 宮本課長。

○民生課長（宮本隆一君） 委員会の構成メンバーについては、過去のやっぱり同じように行った事例がございます。それを参考に、もちろん町内の方を入れていただくよう考えておりますが、例えば親の会からの代表者の方とか、福祉サービスの事業運営者、学識経験者、行政関係なども入っていただければというふうに考えております。

また、時期についてはいつという具体的なことは明言はできませんが、早期に委員会を立ち上げて、坂町における障害福祉サービスの施設が一日でも早く運営が開始できるように取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） さきに宮本課長も答弁の中にありましたが、坂町のニーズにかなう障害者福祉サービス施設を実現していただける運営業者を決定とありました。福祉施設の種類や特徴も様々ですし、特に利用者に関わる経験豊富な人材が求められると思います。そのような中で、入居型の施設であるとか、就労継続支援のA型とか、またはB型事業者などがあります。

さきの光岡議員の質問の中で、事業者の選定については、民間プロポーザル方式で、町長が県と協議をしてとかいう内容でしたが、事業者についての町としての構想というのはいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 宮本課長。

○民生課長（宮本隆一君） 構想についてですが、親の会からも陳情がございました障害者が通える場として、一般企業等での就労が困難な人に就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います、事業名としては就労継続支援B型事業というのを考えております。

そのほか、常に介護を必要とする人に、日中、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供いたします生活介護事業というふうなことを考えております。

また、障害児の早期発見と継続した発達支援の場として、地域の障害のある児童を対象に、日常生活における基本的動作の指導や自活に必要な知識や技能の付与、または集団生活への対応のための訓練を行います児童発達支援センター、あるいは学校通

学中の障害のある児童が放課後や夏休み等に生活能力の向上のための訓練等を継続的に提供していただく放課後等デイサービスといった施設の整備をしていくことを念頭に置いて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） B型事業所や生活介護とか、すごく幅広い事業所になることにすごく期待が持てます。

次の質問ですが、ちょっと早いと思われるかもしれませんが、地域との関わりについて、事業者が社会福祉法人ということになると、事業者が必ず地域との関わりを持つということですので、この事業者が決定したら、その意向もあるでしょうが、ノーマライゼーション理念に基づいて、頻繁に地域との関わりを持つとともに、坂町独自の形を築いていただきたいと考えますが、どのように考えておられるのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 宮本課長。

○民生課長（宮本隆一君） 地域との関わりということになるかと思うんですが、今後、整備・運営事業者を募集していく中で、今後、募集要項というのをつくっていくわけですが、その中に、事業者に対し地域住民との交流や連携を大切にして、町や地域住民の活動に積極的に参加していただくなど、地域と良好な信頼関係をつくっていただくように、その要項の中に求めてまいりたいというふうに考えてます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 時期尚早だと言われても仕方のないような質問でしたが、丁寧にお答えいただきありがとうございます。

最後に、町長にお聞きします。

陳情などの意を酌んでいただき、整備に向けての準備が進められていることは、関係者にとって喜びと感謝、そして、大きな期待を寄せられておると思います。

施設を整備するに当たり、これまでも施政方針やさきの答弁などでも発信はされておられますが、改めて町長のお考え、思いをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 整備につきましては、今、担当課長のほうがるる述べましたけども、説明させていただきましたけども、今年度内に一応何とか実質的に前に進むよ

うな形にまとめていければというふうに思っておりますし、また、やはり障害のある方、これも地域と申しましょうか、健常者も含めた坂町全体で皆が協力をして、相互扶助の下に支援できるところはしていきたいという強い思いを持っておりますので、そういうことも念頭に置きながら前に進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時05分）

（再開 午前11時20分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 8番瀧野純敏議員から「高齢者が安心して暮らせるまちづくり」について質問願います。

瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 「高齢者が安心して暮らせるまちづくり」の件で質問をいたします。

平成30年7月豪雨災害に続き、コロナ禍の中、高齢者の暮らしは日増しに厳しさを強いられている。医療費、高齢者医療保険の高騰、高齢者年金の減少、高齢化するほど住みにくい環境になっているのが現状である。

国も町も施策には確かに積極的ですが、高齢者にはあまり届いていない気がする。

坂町の人口1万2,858人からしても、4月1日現在の高齢者の人口は3,837人、そのうち75歳以上は2,118人に上っております。この方々に地域包括支援センターなどの活動は周知しているのか。

今後も高齢化が続く中、行政はどのように考えているのかお聞きしたい。

- 1、地域包括支援センターなどの啓発活動は。
- 2、福祉や介護サービスを受けていない高齢者への対応は。
- 3、町内のケア施設は充実しているのか。

以上。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「高齢者が安心して暮らせるまちづくり」についてお答えをいたします。

本町では、第9期高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画において、「高齢者が住み慣れた地域で健康で安心して暮らせるまちさか」を基本理念とし、高齢者福祉の推進及び介護保険事業等を推進をいたしております。

御質問1点目の、地域包括支援センターなどの啓発活動につきましては、地域包括支援センターが実施をいたしております一人暮らし高齢者への訪問活動、介護や福祉の総合相談窓口事業の紹介や、介護予防や権利擁護に関する各種情報を町広報へ定期的に掲載をいたしており、さらに町内の掲示板や医療機関、スーパー等へチラシを掲示し、住民の皆様への周知、情報提供を継続して行っております。

また、地域のサロンや住民の皆様の身近な集いの場や各地区の住民福祉協議会に向き、住民の皆様と顔の見える関係を大切に、地域包括支援センターの活動を実施しているところでございます。

御質問2点目の、福祉や介護サービスを受けていない高齢者への対応につきましては、老人クラブの活動を支援するための補助金の交付や地域の集いの場等を活用した健康づくりに関する意識の高揚と自主的な取組を推進し、高齢者の皆様の健康寿命の延伸にも努めております。

御質問3点目の、町内のケア施設は充実しているのかにつきましては、町内の入所施設といたしましては、要介護3以上の方が入所できる「特別養護老人ホームたかね荘」及び「小規模特別養護老人ホームたかね荘こやうら」があり、認知症対応型共同生活介護施設としての「グループホームさか」や在宅復帰を目的として入所する「介護老人保健施設はまな荘」がございします。

現在、施設の入所状況は満床の状況であることは認識をいたしており、入所の申込みをされ、待機されている方へは、介護保険を利用した施設への短期入所やヘルパーやデイサービス、訪問看護などの各種在宅サービスを利用していただくなど、担当の介護支援専門員と保険健康課及び地域包括支援センターが連携をし、施設入所までの待機期間中も切れ目のないサービスの提供を実施をいたしております。

今後も高齢者の皆様が住み慣れた地域で地域とともに自分らしく健やかに暮らせるまちづくりに努めてまいります。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 確かに、今、町長が言われるように、町長の施政方針の中でも、それから今までに聞いた中でも、施策は本当にたくさんやっております。

しかし、今の高齢者が何人おるか。これにも書いてあるように、1万2千人の中で、要するに3割高齢者がおるんですね。そしたら、もう少しこの3割の方への気心当たる、それから高齢者はどうしても歩行も何も困難なんですから、その辺を考えれば、もうちょっと気をかけてやってもらうのが筋じゃないかと思う。

今まで誰がここまで来たんか。60歳まで一生懸命働いて、それから今まで、今は長くなったから、生命力が長いから、でもそれじゃあまりにも今の、確かにケアに入っとる人なんかは人数がしれております。しかし、あとの2割が、20%、2割ですよ、あとの80%は黙って我慢しながら、例えば病院は行くけど、本当に我慢しながら、今、生活しよるんですよ。その人らにもう少し目をかけてやってもらわにゃいかん。

それは何かいうたら、やはりこの方は誰も65、特に65を過ぎて、75を過ぎれば、一年一年老化していくんですね。その方のケアは町がすべきなんですよ。いつでも自助、互助、公助いうけど、その公助が一番遅れとるのは、確かに130人しかおらんかもしれません。しかし、今言う4千人の中のたかが100人、200人の中、それは一生懸命やっております。だけどそれでない人、そのケアはどのようにするのか、一遍聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 在宅で、今、福祉サービスとかそういったものを受けずに、介護サービスとかを受けずに生活されている方の町からのそういった支援ということの御質問であると思います。

こちらにつきましては、町長のほうの答弁にもございましたように、老人クラブさんへの活動の助成、活発に助成していただくためのそういった活動や、また、地域包括支援センターが各地区を回りまして、皆様の健康増進、また、各種総合相談、そういった御相談に乗ること、さらに、少しお話の中にありましたが、なかなかおうちから出れない高齢者がいらっしゃるというようなお話も少し御質問の中にごございました。こういった方に対して、今後、どのようにしていくかということ、私たちを含め関係団体が地域に出向いてまいりまして、高齢者のみならず、若い方もお集まりいただ

いて、皆様の御意見を聞きながら、こういった支え合うというところでのそういった支援の在り方、構築を今後していく予定といたしております。

そのような中で、いつまでもやはり在宅で暮らしたいという方が、今回の事業計画の中のニーズ調査のアンケートの中にも、できる限り在宅で過ごしたい、これが6割以上の方でございました、アンケートを取りました中で。やはりそういった方のお気持ちにお答えするべく、そういったサービスをいかにつくっていくのかということとは、行政だけではできませんので、地域の方、皆さんの御意見を伺いながら、何が必要なのかをしっかりと考え、持続可能なサービスの提供づくりを考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 確かに言われるとおりです。

しかし、今からでも、皆、年を取っていくんですよ、ここの中にもたくさんおられますけど。でも、新しく、ほいじゃあ高齢者の方々が、今、4千人おる中で、老人会に入っておられる人、いっぱい入っとうように感じるけど、何ぼですか、二十五・五、六%しかおらんのですよ。この五、六年前までは二十七、八%はいました。最初頃はまだ多かった。最近はどうも入ってこん。そして、それでも一生懸命頑張っとう、先ほど言うように頑張っとうですね。そうでしょ。

そしたら、やはりこの4千人の方の、今、テレビでもあるカンヌ映画祭で、早川さんが言ったPLAN 75、分かりますか。PLAN 75という映画があるんですよ。この中を見ると、日本の国が施設を、75以上の老人の生死を、生きるか死ぬか、安楽死するかいうのを話題にした映画なんですよ、あれで何か賞をもらいましたけどね。そういう問題が出るんと一緒に、高齢者になりや、そういう生死までいう、映画までつくる時代になってるんです。

だけど、坂町だけは、何ぼになろうと、要するに、私に言わせれば、何度も言うけど、坂町のここの庁舎ですね、敷居が高い、何遍も言うけど。なぜか。地域包括センターも、僕に言わせれば、今ある一番右の奥のほうにでもぱっと看板を上げて、歩行も少ない、車椅子で来る、その人らが役場へぱっと入ったら、さっと行ける。それであちこち行かんでもええ。65歳以上が来たら、そこへ行きさえすれば、町の今の行政の税金を払うにも、あっこへ行かんでも、あっこへ行けば全部してやる、それぐら

いの福祉がでんか、その辺をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 藤本民生部長。

○民生部長（藤本大一郎君） お答えいたします。

常々申しております福祉の拠点づくり、そういったことの関係だと思います。

現在、ワンストップサービスでできるような、どのような事務とか相談事、そういった細かいところを、今、精査しております、いつ頃になるか分かりませんが、そういう窓口の設置に向けた準備をいたしておるところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 3番目の問題になりますけど、町長、町内には、今、施設がいっぱい、町長さっきも言ってもらったけど、これでそこに入る施設、障害者皆さんおられますけど、たかが100人程度、4千人の中ですよ。そうすれば、もう1か所ぐらいはその施設を造る気はあるのか。

それから、造るんであれば、どうしてもできんいうなら、民間を誘致してくるか。民間を誘致して施設を造れば、やはり雇用も生まれます。それから、今、あちこちケアで行きよる人も坂町へ帰ってきます。そういう面から見ると、その辺をどうするつもりか聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 町内の施設だけでは足りなくなるのではないかと、もっと施設を造れば、そういった雇用の問題も解決につながるのではないかとということでございます。

おっしゃることは分かります。ただ、そういった施設を造る場合には、やはり事業計画の中で計画的に造っていくことが必要でございます。何度も申し上げるようですが、施設を造るということになりますと、高齢者の皆様、それと40歳以上の皆様の介護保険料、こちらのほうに響いてまいることもしっかり考えながら、そして、今、高齢化が進んでおりますが、その後、高齢者の方が少なくなってきたときに、じゃあその施設の活用を今度どうしていくのか、そのあたりまでを、先をしっかりと考え、見据えたもので、考えていく必要があると思っております。

ですので、今期の事業計画の中に、3年間でございますが、来年度までですが、新しいそういった施設の計画はございません。

また、来年度になりますと、次期介護保険事業計画を策定してまいります、その中でまたニーズ調査、しっかりと住民の皆様のお声を聞きながら、そういうものが必要であるというお声がしっかりと上がれば、そういったことも検討してまいらなければならぬと考えてはおります。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 坂町だけじゃないんですよ。日本全国これだけある中で、坂町よりいいところがいっぱいあるんですね、そうでしょ。第一、高齢者のうちでも、年収が昔多かった人、それからおたくのように、皆さんのように官庁へ勤めた人、確かにこれは高齢者になっても安定しておりますよ。

ですが、富士山の裾野のように、本当に現役のときに300万、400万ぐらいの生活で上がってきた高齢者もいっぱいおるんですよ。その方は、広島市へ行ってみなさい。広島市のほうがはるかに生活環境はいいんです、近くにあるんだから。私の言いたいのは、この方は、要するに今は元気です、先ほどから何遍も言うけど。元気だけど、65以上、ましてや75以上になると、それでも元気ですよ。半分以上は、ケアセンターへ来ても、何が行っても駄目じゃと、わしはええんじゃ、元気じゃいうけど、これから先を、要するに昔から言うように、あちこちがやっとするように、どうしても、今、民生委員の方も大変ですよ、回ってくれて、ケアセンターの人も。だけど、この人たちも大変じゃあるけど、ましてや民生委員は大体75以上は上がれんのじゃけど、今、どうにもならんから、75以上でもなっとなりますね。そうすれば、これを増やすとか、もう少し民生委員の給与を上げて増やすとか、坂町独自にして、この4千人をいかにして助けるか。そして、安心して次の世に行けるか、それは町の考えることですから、ひとつその辺をどうするか聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 言われることはよくよく分かるんです。私も、将来、そういう立場になったら、子供に迷惑をかけたらどうしようとかいいうようなことも考えることになるかも知れませんので、よく分かるんですが、ただ、今の国の仕組み等々を考えますと、やはり越えていかなければならないハードルがあると思うんですね。先ほども保険健康課長が申しましたように、施設をどんどん造っていけば、当然保険料にそれが響いてくるわけですよ。そうすると、やはりそれに該当する町民の皆様の

意見も広く聞かなければなりません。

例えば小屋浦に造りました小規模特別養護老人ホームたかね荘、これは町民の方しか入れない施設でありまして、それを造るときも、各地域へ回りまして、該当する皆さんに御意見を伺いながら、最終的には、今、こういう状況なら仕方ない、上がっても仕方がないけん、造ったほうがよかろうという多数の御意見がございましたんで、それを受け止めて建設をしたと、造っていったという経緯もございます。

やはり総合的に勘案をしながらやっていかなければならないと思いますし、今もおっしゃっていましたが、自助、共助、公助、今頃はいろいろな言い方もあるそうでございますけども、そういう中で、やはり可能な限り行政もしっかりと支えていきますけども、地域と一体となって支えていけるような環境、仕組みづくりをつくっていくことも大切なかなというふうに思っております。

今、三世代同居とか近居というような施策も講じておりますけども、それもそういう方法につながる一助になるんじゃないかということも含めて、これも実施をいたしておるわけでありまして、そこらも御理解をいただきながら、昔、こういう言葉があったんですよね。向こう三軒両隣という言葉がございました。やっぱり坂町独自のそういう環境をつくって、みんなで助け合いながら、協力しながら生き抜いていくと、そういうふうな状況に近づけていくこともやはり我々の使命かなというふうな思いもしておりますんで、また、総合的に勘案をしながら取り組んでいきたいと思っておりますんで、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） これで最後ですけど、町長、お聞きします。

今、確かに言われたとおりになるけど、今の高齢者の中で何ができるか。要するに、これから、町長が今言いよるのは、保険料にしても何にしても、今、予算がないから、でも町長は偉かった。このたびも18歳未満に何ほかでも施しする。そのくせに高齢者は全然ないですわね。ちいとはその3割、1万2千人の3割おる方々にも、少しは楽しみを、それから、皆さんは言うけど、確かにさっき言うように、老人会にも入ってない。だけど、今の言うケア、いろいろしてますよね、グラウンドゴルフとか。これも4千の中のわずかなんですよ。それは本当にわずかなんですよ。それから、この間、老人会のグラウンドゴルフがあった。それは160人集まっても、全体からすればわずかなんですよ。だからそうじゃなくて、やはり末端に、草のように生えた、病

院には行くけど、ケアには入らんでもいい。一生懸命生きているこの人らを、やっぱりそれに少しの施し、施しいうたら怒られるかも分かんけど、わしゃ要らんいう人もおるかもしれん。でも、やはり坂町の中でも、若いときに年収400万以下でずっと、八百屋したり、そこの雑貨屋した人なんか保険料もないんですよ。その保険料は上がってくる。本当に年金は下げる。年金なんか何ですか、今のやり方、国のやり方、マクロ経済スライドタイプ、何ですかそれは。うまいこと言うてあんたらの給料上げといて、ちょっと上がったら、ほいじゃあ年金も上がるいうて上げたら、本当は下がりよるんですよ、知らんけど。そがいなばかなことを、あんたの給料が上がったら、年金も上げちゃりゃええよね。このスライド方式というのは、やってもわしらの年金が上がったんかの思ったら、実質計算したらマイナスなんです。こういうことすらあるんだから、坂町だけは、住んでよかった、町長の言うとおりに、死ぬまでここにおれてよかった、家で死ねた、そういう世界にしてやってもらえませんか、その辺はどうですか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 先ほど来、申し上げておりますけれども、今、おっしゃられることが、ある意味、理想かも分かんですけども、やはり現実とはかけ離れた部分もあると思います。

それと、昨日の補正予算でも可決していただきましたけれども、コロナ対応等で生活困窮者の方とか、そういう方々にはまた国のほうからも別の手当も出ておるわけでございます。そういうことも勘案しながら、子供のほうにも云々というようなこともございましたけども、今後、例えば敬老会のお祝いをするとか、そういうことも含めて、皆さんの御意見も伺いながら、また、老人クラブ連合会の立場ということもしっかり受け止めながら、総合的に判断をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 2番安竹 正議員から「小屋浦駅広島方面ホームへの改札口新設を」について質問願います。

安竹議員。

○2番（安竹 正議員） 「小屋浦駅広島方面ホームへの改札口新設を」の件でお伺いたします。

近年、小屋浦地区においても高齢化が進んでおり、小屋浦駅にエレベーター設置を

要望した経緯があったと聞いておりましたが、エレベーター設置には多額の費用と利用客数が少ないとの問題があり、実現は難しいということでした。

そこで、高齢者や障害者に優しい「第1次坂町福祉のまちづくり計画」の中にもありますバリアフリー化の一環として、小屋浦地区の人口増やJR利用者増にもつながり、設置費用面においても安価で、なおかつ、ホームの連絡歩道橋を渡らなくてもよい下り線ホーム（広島方面）に改札口の設置をぜひ実現していただきたい。

関係機関との調整も含めた町当局の見解をお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「小屋浦駅広島方面ホームへの改札口新設を」の件についてお答えをいたします。

JR小屋浦駅の乗降客数は年々減少傾向にあり、直近データとなります令和元年度の実績は一日当たり746人と、駅をバリアフリー化するエレベーターの設置基準となる一日当たり3千人以上、あるいは、2千人以上で町のバリアフリー構想が策定されていることの条件に達していないことから、設置は難しいとJR西日本から伺っております。

こうしたことも背景に、平成27年度に策定した坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましては、小屋浦地区の定住促進として、子育て環境が整った小屋浦地区へ若い世代の転入を促進することを目的に、現在の町有住宅である旧雇用促進住宅小屋浦宿舍跡地を有効利用するため、小屋浦地区都市再生に伴う基本構想を策定をいたしております。

御質問の、小屋浦駅広島方面ホームに改札口の新設についてでございますが、この基本構想の策定に併せ、公共交通であるJR小屋浦駅の利便性向上のため、広島方面となります下り線ホーム側への改札口の設置について、JR西日本に対して改善要望を行ってきたところでございます。

一方、新たに改札口を設置する場合には、乗客の送迎のための駅前広場、または送迎用の車が停車できる車寄せの整備、自動改札機、券売機の設置、機器設置部には屋根の設置が必要であり、これらの機械設備費や工事費、設置後の維持管理費などを全額町が負担する必要がございます。

車寄せの整備につきましても、ある程度の用地が必要でございますが、国道と鉄道の間では用地の確保が難しいと考えております。

しかしながら、小屋浦地区の定住促進は町における重要な施策でございますので、町有住宅の入居推進や空き家及び空き地の跡地利用の促進、平成30年7月豪雨からの復旧・復興PRなどの取組により、まずは行政と地域が一体となって、小屋浦地区のにぎわい創出と人口増加を目指してまいりたいというふうに考えております。

御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○2番（安竹 正議員） 町長の答弁、御無理ごもっとも伺っております。しかしながら、やはり坂町内の小屋浦を見捨てないでほしいという意味で、もっと交通の便、今、買物弱者、医療弱者、どうしても交通、バス、鉄道を使って通院しなきゃいけないと。そういう中で、エレベーターの設置は無理ということはよく承知しております。しかしながら、こういったバリアフリー化で、広島方面向けのホームの端っこに改札口をつけたいという要望が皆さんからあるものですから、今回、質問させていただきましたけども、地域公共交通網形成計画、坂町福祉のまちづくり計画、そういったものが掲げられておりますので、ぜひとも、いろんな障害があろうかと思うんですが、いろんな障害の中で理由づけがいろいろあります。車椅子が要るとか、屋根の設置が要るとか、そういったものがある中で、どうにか行政のほうで町民と一体化して話し合っ、何とかいい方法を見つけて、どうしてもこれは実現していただきたいと願うんですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 川上都市計画課長。

○都市計画課長（川上宏規君） お答えいたします。

小屋浦駅におきまして、平成27年当時にこの自動改札口の設置について検討しております。そのときに機器類だけでも約数億円というような、また、維持管理費なども200万円から300万円の間というものが1年間にかかってまいります。これらの整備をするに当たりましては、駅ということもありますし、バリアフリー新法の適用が必ず入ってまいります。そのために傾斜路でありますとか、そういったことを設置するに当たりまして、多額の費用がかかってまいると考えられます。こちらの整備費用は町単独の費用でやるということが現在では難しいと考えておりまして、いろいろな国や県などの補助金が頂けるようなことをいろいろ模索しながら、そういった小屋浦の利便性については、将来的に考えてはいきたいと思っております。

まずは、先ほど町長が答弁でありましたように、小屋浦の活性化をいたしまして、

人口を増加させていきまして、そういった人口増加による小屋浦駅の利便性を実現してまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○2番（安竹 正議員） 今、言われたように、エレベーターというのは高額な費用がかかって、これは無理ということは承知しております。ですから、下り線ホームの端っこに新しい改札口を設けると。その中で障害になっているのが駅前の広場、これの問題かと思うんですが、この辺もＪＲとの話合いの中で、どういうふうに進めたらいいのか、その辺も具体的に、今、答弁ができるとは思っておりませんが、ぜひともＪＲとの話合いをしていただいて、前に進められるような福祉のまちづくり計画、公共交通網の形成計画、その中にのっとった形で、国の予算、国の補助、県の補助が受けられるような工夫をぜひしていただいて、前向きに考えていただきたい。

町長、最後であれなんですけれども、その辺をちょっとお考えをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 以前にも類似した質問がございまして、答弁をさせていただいておりますけれども、やはり小屋浦地区の人口増を図るためにはどうしたらいいかということがまず第一だというふうに思っております。今、町有住宅めじろコーポの場所を将来的には活用して人口増につなげる、そういう仕組み、構想を具体的につくっていききたいというふうなことも前にも述べておりますけれども、そういうことをこれからやっていきたいと思います。

あそこを購入するときに、国のほうで補助金の適正化に関する法律というのがございまして、適化法というんですけれども、それがございまして、坂町が買い取って、それをすぐ新たな開発に要していくということができないという要件がありまして、10年間という要件でございまして、それが解消できたときには、何とかまた小屋浦地区の皆様、あるいはまた、今、入居されている方々の新たな入居場所も含めて、総合的に整理をしながら進めていければという思いは常々持っておりますので、今の現状では災害の復旧も若干まだ時間がかかるようございまして、その復旧から復興に移る段階で、ちょうどそういう時期になるんじゃないかと思っております。その段階でまた具体的なことを議会にもお示しし、また、小屋浦地区の皆様にも御協力をいただきながら、そういう方向に進めていければという強い思いを持っております。

すので、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○2番（安竹 正議員） 今、町長の答弁、分かるんですけども、小屋浦の人口増、繁栄、今、ちょうど災害の復興の途中であります、三丁目辺り、四丁目辺り、かなり空き地がたくさんあります。だから人口増を目指すのであれば、当面、人口増が先なのか、小屋浦駅のバリアフリー化が先なのか、そこら辺は私は駅のバリアフリー化のほうが先ではないかと。そんなに時間をかける必要はないと。近々にそういった話合いが持たれることを住民は望んでおりますので、ぜひとも前向きに考えていただきたい。

最後に、もう一言、町長、お願いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） そういうことにつきましては、JRの広島支社の関係者とそのほかのことで意見交換、懇談をする場でも常々申しております。これからも、もう耳にタコができるぐらい聞いたというぐらいに、しっかりとまたその訴えは引き続きしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 午前中の会議はこの程度にとどめ、暫時休憩いたします。

再開は午後1時とさせていただきます。

（休憩 午前11時58分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 9番大田直樹議員から「綱紀粛正を望む」について質問願います。

大田議員。

○9番（大田直樹議員） 「綱紀粛正を望む」の件で質問いたします。

先日、小屋浦災害伝承ホールの開館式において、町側の用意した式典では、コロナ禍にありながら、受付では消毒はおろか、体温の確認・測定を促す行為はありませんでした。

町民に対しては、町施設の使用に関して厳しく、何の意味もなさないようなチェッ

クシート、体温の測定、体温の記載、測定時間、個人の連絡先等々はマニュアルどおり記載をお願いしますとのこと。体温の測定に関しては理解いたしますが、チェックだけで記載の必要性があるのでしょうか。

小学校の児童に対して行っており、町民の方々にも利用に関してはマニュアルどおりをお願いしますとのこと。一過性の町民の施設利用に全てを当てはめるのはいかなもののでしょうか。

特に屋外のグラウンドなど通気性を問われるでもなく、ソーシャルディスタンスも取れた施設にまでチェックシートを完璧な形で求めるのは1プラス1は2という完璧主義。役場ならではの職員の負担軽減、俗に言うお役所仕事ですか。社会では1足す1が3、即駄目というのではなく、どうしたら3になるのか、町民のために考えていただきたい。そうか、もう一つ1を足したら3になる、このプラス1の部分を町民のために考えてほしいと思います。町民のために、負担軽減のために、これは一例にしすぎませんが、町当局の見解をお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「綱紀肅正を望む」の件についてお答えをいたします。

御質問の、一過性の町民の施設利用に全てを当てはめるのはいかなものか、特に屋外のグラウンドなど通気性を問われるでもなく、ソーシャルディスタンスも取れた施設にまでチェックシートを完璧な形で求めるのはいかなものかについてでございますが、現在、町の屋外公共施設での感染予防対策といたしましては、不特定多数の方が利用される都市公園などでは、3密回避、マスク着用などの対策を看板に掲示し、利用者自らが感染予防に努めていただくようお願いをいたしており、利用者の体温や連絡先の提出までは求めておりません。

一方、同じ屋外施設でも、教育施設である小学校などのグラウンドを利用される場合は、全ての方に体温や連絡先などの記載を求めております。

これは、子供たちの安全・安心を第一に考えるべき教育施設として、施設を利用される方々の健康状態や連絡先を詳細に把握することで、万が一、感染者が判明した際には、迅速かつスムーズな対応が可能となることから、必要不可欠な対策であると認識をいたしております。

なお、先日の小屋浦災害伝承ホール開館式典での対応についてでございますが、コロナ禍を鑑み、招待人数や式典時間を縮小するとともに、招待者は町議会議員、地域

の代表者、企業の代表者の方々に、連絡先は詳細に把握をいたしており、体調を確認された上で出席されていると判断し、体温の確認、測定は行っておりませんでした。

しかしながら、現在も新型コロナウイルス感染拡大の終息は見込めない状況にあります。今後は町主催の式典におきましても、招待者の検温や手指消毒の徹底を図ってまいります。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○9番（大田直樹議員） チェックシート云々はさほど重要じゃないんですよ。というのは、コロナが終わったら自然消滅、そういったことはなくなるのは目に見えてます。今日も昼の食事するテレビで、コロナの陽性者400人を切ったぐらいの感じで画面出ておりました。

ただ、表題に私が申し上げましたように、綱紀粛正を望むと、私はそのことで質問いたしました。綱紀釈明を望んでおりません。町長の答弁の中は釈明でございます。町会議員の方、招待者云々かんぬん、体調を御自身でいうふうな答弁なさって、ここへ一例ではございますがいうふうに最後に、私、示して、そのことは言って、一例ですからさほど重要視して私もないわけですよ。ただ、対比さすのにそれを用いただけのことであって、これを後から答弁で、これから行う町の式典等に際しましては検温、手指消毒いうふうに答弁なさいましたけど、さきのしてないことに関しては、綱紀粛正、何の、今、申しましたように、釈明でしかなかった。

私は釈明を求めてなかったんですけど、今、放送でも町民の皆様にコロナの動向いうてからまだ放送してますよ。そこを私は言いたい。町民には厳しいことをあれしながら、自分らはそういうふうな式典において、いや、招待者が町会議員、企業の方々どうこう云々いうてから釈明してから、何のあれもない。そこらあたりは釈明だけでいいんでしょうか。ちょっとお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 釈明ではございません。ありのままを正直に答弁をさせていただいたわけでありまして、それと、職員に対するいろいろなことを申されましたけども、職員も、私は見たわけではないですけど、庁舎内の会議では常に感染予防対策を講じて出勤をするようにということも言っております。恐らく体温を測り、あるいは消毒をして、マスクは当然のこと、そういう形で出勤をしてきてくれておるものと思

います。私も毎朝、必ず鉄砲型の体温計で温度を測りながら出勤をいたしております。そういうことでございまして、決して職員が感染症対策をおろそかにしておるわけではございませんので、そこはよく御理解いただきたいと思います。

それと、町の行事に出席をしてもらう方々につきましては、当然招待状も案内状も出させていただくわけでありまして、その中にもコロナ禍という表現は必ず使っております。当然、そちらのほうへ出席される方は、今、私が申しましたような形で、御自分でチェックをして、そして、やはり縮小をしたといいましても、4人、5人ではないわけでありますので、そういう感染症対策は十分にされて出席はされておると。それをまたわざわざチェックをするというのは、やはり招待者、案内者にちょっと失礼なところもあるのかなというようなことも鑑みてこれまでそういうことを実施をしていなかったわけでありますけれども、今、おっしゃるように、言われてみればまったくのだというところで、今後はそういう対応をさせていただきますということで、これは正直な説明でございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○9番（大田直樹議員） 物事には臨機応変という言葉もございます。1プラス1が全て2、その部分も大事かと思います。しかし、今、言った臨機応変、先ほどの瀧野議員さんの質問の中で、やはりお年寄りが役場へ来られたとき、たらい回しでなくて1か所で済むようなことも、それはまさに1プラス1が3で、そのプラス1、町民のためを考えて、民生部長の藤本部長も答弁なさってました。

そういうふうにしやくし定規に、どこどこがやってるからとか、よく町職員の答弁に使われますね。そうでなくて、今朝の新聞を見ますと、やはり坂町いう大きな文字が出てました。独自の18歳以下の子供に1万円、そういうふうな独自性を打ち出してやるのが評価されておりました。そういうふうによそがやるからでなくて、坂町独自のことを、いや、すばらしい、やはり人の上へ立つような課長、部長をなさってる方の知恵を出していただければ、坂町独自のすばらしい行政ができると認識しております。

町長は最後にいつも下を見ながら、皆様から頂きました御意見云々かんぬん、しやくし定規な答弁、儀礼的なことをあれして、そうでなくて、やっぱり先ほど私が申しましたように、町独自のあれで、よそがやっとなるから鑑みてよそと同じような、他市

町を勘案しながらいうふうな答弁なさいますけど、そうでなくて、やっぱり今日の新聞みたいに独自のとかいうふうなあれしてから、町民はおおいうてからまた見てくれることと思いますよ。そこらあたりをぜひトップダウンでなくてボトムアップで、みんなの声を吸い上げてから行政に当たってほしいと思いますが、ちょっとそこらあたりを。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 何か私が役場の職員の意見とか、あるいはまた、議会、町民の声を聞かずに独善的にやっておるというような意味合いに聞こえたんですが、それではよろしゅうございますか。

○9番（大田直樹議員） です。

○町長（吉田隆行君） そんなことはないと思うんですけども、それはいろいろと言いかたもあるかと思いますが、今、質問された中にも、例えば福祉・保健の拠点づくりということも、これまでのどなたかの議会での一般質問でも、私はそういうことを、今後、そういうセクションをつくっていくんだというようなことも既に申し上げておるわけでありまして、決して、例えば民生部が発想してやるとかいうようなことではありません。全体で幹部会議の中で常に議論をしながら、どういう方向に進めていこうかということで、皆さんのコンセンサス、合意を取りつけた上で進めてきておるわけでありまして、これもやはり議員さんからの質問を受けて、どういうふうにしたらうまいくんだらうかということを皆で考えながら、最終的には決定するのは私でございますけれども、そういう進め方をいたしておりますので、誤解のないようにひとつよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 5番奥村富士雄議員から「ベイサイドビーチ坂をシンボル施設とするための戦略・施策は」について質問願います。

奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 「ベイサイドビーチ坂をシンボル施設とするための戦略・施策は」の件で御質問いたします。

ベイサイドビーチ坂の物販飲食施設は5億3千万円余りの工事請負契約で、このたび着工の運びとなりました。年内には完成予定で、にぎわい創出が期待されます。

また、坂町が広島県から陸域部分の管理委託を受けるということで、ベイサイドビーチ坂の町内外へ情報発信するシンボリックな施設としての整備計画が動き出します。

工事の中での海水浴シーズンがもうすぐ始まりますが、海水浴客や海の家などへの影響を極力少なくすることはもちろん、海水浴客に物販・飲食施設など、今後の整備計画の情報を提供することはオープン後に好影響を与えられると思いますが、いかがでしょうか。

物販・飲食施設等が完成オープンにより、年間を通じて魅力が増してきますが、坂町を代表するシンボル施設として、さらなるにぎわい創出、産業活性化、観光振興、地域振興に取り組むための戦略、そして具体的な施策はどうなっているのでしょうか。

長い広いビーチだけに、ビーチ・マリンスポーツなどゾーンに分けた活用方法、最近注目されているデイキャンプ、オートキャンプ、グランピング、スケボー施設などの整備、背後地区の整備によるトレッキングの拠点づくりなど、今後の活用方法を早急に検討していく必要があると思います。

町だけでなく、地元商工業・農業・漁業者、地元住民などを巻き込み、まちぐるみの取組が必要ではないでしょうか。町当局の見解をお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「ベイサイドビーチ坂をシンボル施設とするための戦略・施策は」についてお答えをいたします。

ベイサイドビーチ坂への物販施設につきましては、坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、年間を通じたにぎわい創出と交流人口、関係人口の増加を図るため、地元特産品の販売はもとより、海でのマリンスポーツ、ビーチスポーツや背後地でのトレッキングの拠点として、町内外に情報発信する本町のシンボリックな施設として整備を進めております。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした新しい生活様式への対応として、物販施設内にWi-Fiを整備し、パソコンなどを使用して会社以外で仕事をすることが可能となる環境も併せて整備を進めております。

御質問1点目の、海水浴客に物販・飲食施設など、整備計画の情報を提供することについてでございますが、海水浴期間中の工事につきましては、海水浴客の安全確保に努めるとともに、工事現場の囲いに完成予想図のパネルなど、施設の完成を楽しみに思っただけのような情報を掲示してまいりたいと考えております。

御質問2点目の、オープン後のさらなるにぎわい創出、産業活性化、観光振興、地域振興に取り組むための戦略、具体的な施策はどうなっているのかにつきましては、

私を筆頭に役場内の関係部署が密接に連携し、企画などの検討を進めていくとともに、さらに物販・飲食施設にテナントとして入る民間事業者のアイデアも頂戴をしながら、ベイサイドビーチ坂のさらなる魅力向上に向けた様々な方策、イベントの企画・実施、情報発信等について取り組んでまいります。

また、ベイサイドビーチ坂は国土交通省から「みなとオアシス」に認定をされていることから、みなとオアシスに認定された港のある自治体と連携したイベントの開催についても検討してまいります。

御質問3点目の、今後の活用方法について、地元商工業・農業・漁業者、地元住民などを巻き込み、まちぐるみの取組が必要ではないかにつきましては、現在の計画は第1期坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、平成28年度に開催をした住民代表などによる「ベイサイドビーチ坂賑わい創出ワークショップ」からの意見を参考に進めているところでございます。こうしたことから、坂町ならではの活用策やイベントにより、ベイサイドビーチ坂の魅力を町内外に発信していくためには、関係団体と一体となって進めていくことが重要でありますので、今後、具体的な活用策などの検討を進める際には、案件に応じて関係団体からの御意見も伺いながら進めてまいります。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 昨日の定例会でも県との事務委託の件について協議というのがありました。そこの中にあるのは、ベイサイドビーチの中で陸地部分で収入がある部分については町に全部入るというようなことがありました。

今、やっぱり関心事とすれば、駐車場がどうなるかと。今は夏季だけ有料になって、あとは無料になつとるということなんで、収入を確保するいうたら駐車場があるわけですね。それと、いわゆるモンベルとスタックの店舗の賃料の収入、そのほかには自動販売機やなんかがあると思うんですけども、そういう収入源を確保するということも必要ではないかと思うんですけども、それで、要はこれはかなり、さっきも5億何ぼもかけて施設を造るんですけども、それ以外に県から管理委託を受けるということもあるんですが、非常にシンボリックな施設のために、やっぱり長期的な計画というものは必要じゃろう思うんですね。

そういう中で、収支の計画いうものは立てておられるんかどうかということですよ

ね。立てていかんやいけん思うんですよね。例えば５年後にはどういう形で収支がどういうふうになると。あるいは、１０年後にはどうなるかというような収支計画を立てていく必要があると思うんですけども、そういう計画というのは、例えば事業計画とか収支計画とかそういったものは立てておられるかどうかをお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 鈴木技監。

○技監（鈴木 晃君） お答えいたします。

駐車場の料金については、基本的には今と同じような形態だろうとは、今、考えております。

収支計画と言われましたけども、坂町自体がこのベイサイドビーチ坂で収支をプラスもマイナスも出す予定はございませんので、基本的には毎年県のほうと協議して、事務委託費は決めるんですけど、駐車場とか使用料で収入を得ると、要はもうけていくという考えはございませんので、お答えさせていただきます。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○５番（奥村富士雄議員） さっきも言いましたように、シンボリックな施設という中で、やはりベイサイドビーチだけの収支というのを、もちろん収入があつて、支出があつてということになりますよね。赤字になれば、町が補填せにやいけんわけでしょ。黒字になれば、収益になるというような形になんじやけども、そういう計画すら立ててないというのはおかしいんじゃないかと思うんですよね。事業をするということは、そういうものがあつてしかるべきじゃないかと思うんですけども、町長、どうですかね。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 当初はいわゆるコロナ、あるいはまた、今のウクライナ情勢等の資材の物価の上昇ということを考えずに積算をして予算を組んでおったわけでありまして、それで若干予算が膨れ上がりまして、５億円を超える最終的には契約金額になったわけでありまして、その中で、一点は国からの地方創生交付金約２億円を頂いております。それから、あと約３億円はその他からの支援で約５億円は関係者の支援で補うということになっておりまして、あとのこれからまた資材の高騰等でひょっとしたら増額があるかも分かりませんが、今の見込みでは最終的には５億７千万円ぐらいになるんじゃないかと思うんですけども、その７千万円部分を、今、おっしゃったようなテナント料、あるいはまた、事業がうまくいけば、これもいつかの全員協議会でも説明させてもらいましたけれども、事業者から人頭税という形で年間、



以上です。

駐車場のことです。閉めるのか、開けるのか、24時間ですね、夜間は閉めるのか。夏は、有料の期間は夏だけですね、今、考えておるのは。今の県がやっているのと同じ状態で考えています。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） それと、これ、今回もちっと一般質問したのは、6月11日ですかね、着工、起工式というのがあるということで、なかなかそういうものが表に出てこんので、少し町民の皆さんにも分かっていただくために一般質問をさせていただいたんですけども、ここの質問の中ににぎわい創出というのは分かるんじゃないけども、地域振興とか産業の活性化という問題がある中で、今回の計画については、28年度にワークショップをやって、それを参考にとというようなことがあるわけですよね。その後、全然このベイサイドビーチについては非常に分かりにくい状態だったわけなんですけども、それ以降、豪雨災害があったり、コロナ禍があったりいうて、時代が変わってきとるわけですよね。

そういう中で、もう一度、この時期において、そういった検討する会というか、ワークショップならワークショップをして、今後のベイサイドビーチの在り方いうものを広く検討していく必要があるんじゃないかという気がするんですけども、そこらはどうでしょうかね。

○議長（川本英輔議員） 車地総務部長。

○総務部長（車地孝幸君） お答えいたします。

28年度にワークショップを開いて、いろいろな御意見を頂いて、その中の御意見を参考にして、このたびの計画を進めてきたわけなんですけども、議員さん、今、言われたように、コロナ禍で計画を云々がありましたけども、実は当然平成28年度の頃にはコロナがないわけで、この計画を進める中でコロナが発生し、生活様式が変わったということで、実は計画の中に、町長の答弁にもありましたけども、飲食施設の2階部分を、4席ではございますけれども、テレワーク、今のワーケーションですか、遊びもできるし、働くこともできる、そういった計画を盛り込んで、ワークショップで頂いた意見以外のことも取り入れておるような状況もございます。

皆さん、今の平成28年度以降という話もあったんですけども、まず、これからどのような新たなことをしていくのかいうのも、当然、町長の答弁にもございましたけど

も、町長をトップとした組織を役場内で今の横の連携を密にし、また、テナントの事業者さんからも御意見を聞き、また、関係団体の人にもよく聞いて、今後の展開をどうやっていくかいう組織も必要ということで、そういうことを計画しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 我々が関心あるのは、やはり町独自いうんじゃなくて、庁舎内での組織をつくるというのは分かるんですけども、要は地元の産業活性化、地域活性化というようなことが、非常にこのベイサイドビーチを通してそういうものが図れるということが、我々としても、町民としても喜ばしいことだろうと思うわけですね。あるいは、関心のあることだろうと思うんですね。そこの姿がなかなか見えにくいというのが現実なんですね。

だから、さっき言いましたように、せっかく関係団体云々ということもあるんじゃないけども、その施設ができるわけですから、具体的に例えば各関係団体というのがどういう関係団体か知らんけども、そういうところとの協議をすとか、あるいは町民を募って、そういうワークショップみたいなのをやるとか、そういうような具体的な動きで、町民のための施設というようなことも含めて、例えば町民いうか、そういうところにお金が落ちて、活性化していくというようなことも必要じゃないかと。

今のところだったら、ただ役場にお金が入ってくるというだけ、もちろんそれも町民のためにはなるんですけども、直接的に例えば雇用が生じるとかいった問題ですね、あるいは町民の例えば人がそこに関わって、恩恵を被るというようなことがここでは見えんわけですね。

だからそれを何とか、もう動き出すわけですから、それをとにかくそういうことに取り組んでほしいと。団体ということでお願いしたいと思うんですね。

○議長（川本英輔議員） 車地部長。

○総務部長（車地孝幸君） 今月、安全祈願祭ということで着工されるわけですけども、現時点ではまだオープン時期は、今、決まっておりませんで、今の入るテナント2社とも、今、協議をしておりますけども、飲食のほうで言えば、オープンする最低でも3か月前には言っていて、そこで雇用の確保、議員さん、雇用の確保いう表現をされましたけども、今の飲食店で言えば、何名かのアルバイトを募集する。今、飲食店から言われてますのは、どうしても夏と冬とやはり忙しさが当然変わってきます

んで、例えば夏の時期に、今、当町で空き家の利活用を進めてますけども、空き家で賃貸ですね、期間的に夏だけ空き家で住めるようなところはないですかとか、そういった御意見も頂いたんですけども、これから着工ということで、オープン時期も今後決まってこようかと思いますので、その辺の今の雇用をテナント業者ともお話をし、また、もう1社のモンベルさんからお伺いしているのは、今の物販施設の販売だけではなくて、海側の例えばカヤックとかサップでありますとか、あと背後のトレッキングとか、モンベルさんはいろんな事業をやっておられますので、そういった中のインストラクターをぜひ養成していきたい。できれば町民の方に研修とかを受けていただいて、インストラクターになっていただいて、そこで御活躍していただきたいという御意見も頂きましたので、もう少し具体的になりましたら、例えばインストラクターの募集をして、研修を受けていただいて、例えば水尻で海とか山のインストラクターとして御活躍していただく。そういったこともこれから見えてくるのかなとは思っているんですけども、現時点ではまだその辺の具体的なお話が詰まってませんので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 1 番向田清一議員から「土砂災害警戒区域・特別警戒区域の工事進捗について」質問願います。

向田議員。

○1 番（向田清一議員） 「土砂災害警戒区域・特別警戒区域の工事進捗について」。

平成30年7月豪雨災害から4年を迎えようとしています。砂防ダム、河川、道路は整備が進んでいますが、急傾斜地への対策が遅れています。

坂町地域防災計画によると、急傾斜地の土砂災害警戒区域80か所、土砂災害特別警戒区域75か所があり、その危険な区域内に481戸の住宅があります。

災害後、整備された急傾斜地は県及び町が施工したものが計9か所で、全体の11%にすぎません。被災地域の急傾斜面の多くはいまだにブルーシートがかぶったままで、大雨が降るたびに夜安心して眠れない、大雨警報が出るたびに避難しているが、高齢で移動するのも大変であるという声が聞かれます。

そこで、以下の点について質問します。

急傾斜地整備の現状について町はどのように考えているのか。なぜ80か所に対して9か所しか工事がなされていない要因は何か。今後の見通しをお聞かせください。

二つ、町では土砂災害特別警戒区域内の住宅等の改修に対する補助金交付制度を創設し、その内訳は補助対象限度額が336万円で、補助対象工事費の23%、補助限度額77万2千円です。補助限度額を上げて自己負担を減らすべきではと考えますが、町の見解をお伺いします。

土砂災害のおそれのある区域からの住宅移転に対する補助金交付制度も創設していますが、除去費の限度額は97万5千円、建設費または購入費については借入金の利子のみです。この補助制度では資力のある人以外は移転することはできないのではないかと考えますが、町の見解をお伺いします。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「土砂災害警戒区域・特別警戒区域の工事進捗について」の件についてお答えをいたします。

平成30年7月豪雨後、令和3年度末までに急傾斜地崩壊対策工事につきましては、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業及び災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業を含め、広島県施工分が6か所、坂町施工分が3か所の計9か所の整備を完了しており、令和4年度につきましては、広島県の施工予定はなく、坂町において3か所の施工を予定をいたしております。

整備進捗状況でございますが、土砂災害警戒区域の急傾斜地80か所のうち、対策工事を実施しているのは65か所で、81%が完了しております。

御質問1点目の、急傾斜地整備の現状について町はどのように考えているかについてでございますが、急傾斜地崩壊対策工事の対象区域は狭隘で急峻な法面での施工が多く、着手から完了まで多額の事業費がかかることから年間の施工数も限られ、事業の進捗については苦慮しているところでございます。

今後も事業の実施について、広島県と連携を図りながら事業の進捗に努めてまいりたいと考えております。

御質問2点目の、土砂災害特別警戒区域内の住宅等の修繕に対する補助限度額を上げて自己負担を減らすべきについてでございますが、平成30年度に土砂法に伴う基礎調査が完了し、坂町全域の土砂災害警戒区域・特別警戒区域が指定されたことに伴い、坂町建築物土砂災害対策改修促進事業補助金交付制度を創設し、平成31年4月から施行しているところでございます。

この事業につきましては、町ホームページの掲載、毎年度４月の町広報に掲載し、住民への周知を行っておりますが、現在、坂町での申請件数はゼロ件で、同様の制度を施行している県内の他の自治体においても申請がないと伺っております。

現在の補助限度額は３３６万円となっておりますが、これは一般的な住宅を守るために必要となる擁壁整備費用を基に国において算定されたものであり、この国の算定に基づく当該補助限度額について、町独自に見直す必要はないというふうに考えております。

御質問３点目の、土砂災害のおそれのある区域からの住宅移転の補助制度は、資力がある方以外は移転することができないについてでございますが、この補助制度は既存住宅の除却に要する費用への補助に加え、移転先の住宅の建設、土地購入費用などに係る金融機関から借り入れる額の利子の一部を補助するもので、この補助制度も現在のところ申請がない状況でございます。

当該補助制度は県内他市町でも施行されており、申請実績のあった広島市の状況から見れば、７件中６件が除却費のみの申請ではございますが、除却費の内訳は１００万円から３００万円程度で、補助限度額９７万５千円から見たときの補助率は９７．５％から３２．５％となり、申請者の負担は軽減できていると伺っております。

制度の対象となる方におきましては、今まで居住してきた家屋を解体し、土地も手放すことに抵抗があることなどが考えられ、難しい判断にならざるを得ないとは思いますが、この制度は居住者自身の自助努力による住宅の移転を支援するものであり、町といたしましては、対象となる方へ土砂災害の危険性などをしっかりとお伝えをするとともに、支援制度の詳細について丁寧に御説明をしてみたいというふうに考えております。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 １時４７分）

（再開 午後 １時５８分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○1番（向田清一議員） 先ほどの回答で、80か所のうち対策工事を実施したところが65か所で81%と言われましたが、実際は、回ってみると、至るところにブルーシートがかぶってます。

つい先日も、坂西二丁目の上のほうに見に行ったんですが、これはボランティアで砂出ししたところがどうなってるか気になったので行ったんですが、山が崩れて、家がちょっと柱が押されとったんですが、家を撤去されて、ブルーシートはそのままでした。

この工事したいというのは、どういう内容で対策工事をやってるのか、そこ辺をちょっとお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 三戸産業建設課長。

○産業建設課長（三戸浩司君） 令和2年の坂町地域防災計画資料編に記載されております急傾斜地の整備済みの箇所を数えました。そうしたところ、56か所整備済みと出ております。発災後に、平成30年7月豪雨後に整備した9地区を足しまして65としております。

急傾斜地の施設としては、もたれ式擁壁、待ち受け擁壁とか、現場、吹きつけのり枠等を施工したというふうに記載されております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○1番（向田清一議員） ちょっと正確に聞こえなかったんですが、後でお話ししていただくとして、2番目に急傾斜地の擁壁の助成がありますが、補助限度額は336万円と書いてありますが、これは上限が336万円で、実質支給されるのは23%の7万2千円だと思うんですが、そこ辺をちょっと確認しておきます。

○議長（川本英輔議員） 川上都市計画課長。

○都市計画課長（川上宏規君） お答えいたします。

坂町の改修工事に係る補助限度額でございます。

補助対象限度額が336万円で、おっしゃられるとおり、補助限度額がその23%である7万2千円でございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○1番（向田清一議員） 急傾斜地の個人負担があってはならないという観点から、ち

よつと調べた件を申し述べます。

急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律、急傾斜地法と言われてますが、第26条では、都道府県知事は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には、特別警戒区域内に存する居室を有する建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれ大きいと認めるときは、当該建築物の所有者、管理者または占有者に対し、当該建築物の移転、その他、土砂災害を防止し、または軽減するために必要な措置を取ることを勧告することができるとあります。

34条には、国及び都道府県は、第26条、今述べた件ですね、26条の1項の規定による勧告に基づく建築物の移転等が円滑に行われるために必要な資金の確保、融通またはあつせんに努めるものとする。融通とは、国語辞典によると、その状況に合わせて適切な措置を取るということになっています。

激甚災害においては、国の助成が6割から8割と聞いてます。今まで急傾斜地法では工事費の半分以上が国が出すようになっていますが、坂町で実施された急傾斜地の工事、工事費9か所の配分は国、県、町でどのようになっているのでしょうか。私有地の場合は土地所有者の同意を得て、無償借地として工事を実施しています。個人負担はなかったのでしょうか、お伺いします。

○議長（川本英輔議員） 三戸課長。

○産業建設課長（三戸浩司君） 個人負担はありません。

以上でございます。

○1番（向田清一議員） ちょっと聞こえなかったもので、もう一回。

○議長（川本英輔議員） 三戸課長。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2時04分）

（再開 午後 2時05分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 鈴木技監。

○技監（鈴木 晃君） お答えします。

県営事業につきましては、国が5、県が4、町が1、町は10分の1の負担になり

ます。

町が実施する急傾斜地工事については、県が半分と町が５です。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○１番（向田清一議員） ちょっと回答が抜けてたんですが、今までやった工事の個人負担はなかったかどうかいうのを後で教えてください。最初に言った、聞こえなかったの。

次に移ります。

平成３０年度の豪雨災害では２１名もの死者、行方不明者を出しています。二度と土砂災害で命が奪われてはなりません。十分な対策立案をして、支援、助成する必要があるのではないのでしょうか。被災者は高齢化した人、病弱な人もいます。精神的にも不安定になっている人など、寄り添った丁寧な相談活動が必要です。産業建設課だけではなく、以前ありました坂町支え合いセンター的な援助が必要ではないのでしょうか。地域包括センター、税務課、保険健康課など、総合的な対策支援が必要だと思います。いかがでしょうか。対策はどうでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） ソフトの部分の総合的な対策が必要ではないかという御質問と思います。

これにつきましては、先ほど議員さんがおっしゃったように、支え合いセンターから地域包括センターへこの事務は継承をいたしております。実際に支え合いセンターが４月に活動いたしまして、被災者の方、全体で２４１件、そういった訪問とか相談とか受けるのですけれども、そのうち２５件、これが被災者に関わる相談等ございました。さらに、課内の連携が必要ではないかということではございます。保険健康課におきましては、保健師のほうがしっかりと心のケアで対応いたしております。また、そこで相談を受けましたことは、課内で収めるのではなく、庁舎連携をいたしまして、社会福祉協議会、包括支援センターを含めて情報を共有し、住民の方の御相談に対応をしているところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○１番（向田清一議員） ありがとうございます。

最後に、令和元年度に作成した平成30年7月豪雨災害復旧・復興プランにおいて、被災者に被災前よりも安全で安心なまちにしようと町長は述べています。

また、プランの概要において、30年後も50年後もきらりと光り輝き、町民が希望を抱けるまちにすると書かれています。素晴らしいことです。

しかし、現状のような進捗状況では、危険な急傾斜地が30年後も50年後も残ることになるのではないかと懸念します。そこら辺の町長の熱意と決意を聞かせていただきたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 確かにそういうふうなことを出しております。

一点は、やはり一日も早く被災した箇所につきまして、道路、河川、あるいは急傾斜、砂防等々のハードの整備を完成させていくということが一番になると思います。

それと同時に、やはり自然災害でありますので、想像いう表現をするとちょっと具合が悪いのかも分かりませんが、やっぱり自然には人間の力でなかなか勝ることができないようなことも受け止めております、自然災害ですね。ゆえに、そういう防御はしっかり可能な限りしていきますけども、先ほどどなたかの質問でございましたけども、答えさせていただきましたけども、やはり要援護者とかそういう生活弱者と言ったらいいますか、どういうふうに言ったらいいますかね、そういう方たちをやはり地域で支えながら、そういう災害が起きるという予想があるときには、みんなで支えて、早く安全な避難場所へ避難をしていくようなソフト面での体制をつくっていくということも、やはり一人の犠牲者も出さないというふうなことに繋がってくるのではないかと考えております。

今の災害伝承ホールの建設もそういう思いも込めておりますし、また、地震・津波等につきましても、避難場所等も整備をいたしましたし、各それぞれの住民協さんの中でも、お互いに行政と地域が協働して、そういう方たちと一緒に守っていくんだという強い体制を構築していくことが、今、議員のおっしゃったようなことに対しての対応ではないかというふうな思いも持っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 7番出下 孝議員から「急傾斜地崩壊箇所の防災対策について」質問願います。

出下議員。

○7番（出下 孝議員） 「急傾斜地崩壊箇所の防災対策について」の件で質問いたします。

平成30年7月の豪雨災害発生から4年を迎えます。砂防ダムや河川、道路の復旧工事も着実に進められて、住民の不安も徐々に薄らいでいますが、小屋浦地区の急傾斜地崩壊箇所では、いまだに土のうやブルーシート等で覆われたままの状態を目にします。異常気象による大雨の季節を迎え、不安を抱きながらの生活を余儀なくされています。

災害に強い安全・安心なまちづくりの基本理念を掲げておられます町当局の見解を伺います。

一つ、広島県の急傾斜地崩壊対策事業の採択基準をクリアできない小規模被災箇所を対象とした採択基準の見直しを含めた町独自の条例の制定、整備をしてはどうですか。

二つ、小屋浦地区では急傾斜地崩壊危険箇所の事前防災に取り組んでしましたが、このたびの豪雨では対策箇所の被害は皆無でした。急傾斜地崩壊危険箇所はいまだに多く残っています。同じような悲劇を二度と繰り返さないためには、災害を未然に防止するための事前防災の取組をしてはどうですか。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「急傾斜地崩壊箇所の防災対策について」の件についてお答えをいたします。

急傾斜地崩壊対策事業については、坂町が工事を実施し、広島県から補助金を受ける町施工と県が直接工事を実施する県施工の2種類があり、採択基準は町施工が斜面の高さ5メートル以上、斜面の角度30度以上、斜面が崩壊したとき被害を受ける人家が2戸以上で、2分の1が県費補助、1か所の事業費が100万円以上であること、また、県施工は斜面の高さ10メートル以上、斜面の角度30度以上、斜面が崩壊したとき被害を受ける人家が通常は10戸以上で、1か所の事業費が7,000万円以上であることとなっており、いずれも自然崖で土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域にかかっていることが採択基準となっております。

御質問1点目の、採択基準の見直しを含めた町独自の条例の制定、整備をしてはどうかについてでございますが、個人の財産は個人で守ることが前提で、そうい

ったことが難しい場合、急傾斜地については県の補助金を活用して急傾斜地崩壊対策工事の実施が可能となっております。

急傾斜地崩壊対策事業は、狹隘で急峻な斜面での施工が多く、着手から完了まで多額の事業費がかかることから、採択基準に満たない場合は住宅改修及び住宅移転等の制度を制定しておりますので、これらの活用を検討していただければというふうに思っております。

御質問２点目の、災害を未然に防止するための事前防災の取組をしてはどうかについてでございますが、町といたしましても、災害を未然に防ぐことは重要と考え、急傾斜地崩壊対策工事の早期実施につきましては取り組んでいるところでございますが、年間で施工できる箇所も限られることから、苦慮しているところでございます。

今後も事業の実施について、広島県と連携を図りながら事業の進捗に努めてまいりたいと考えております。

御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○７番（出下 孝議員） ただいま答弁いただきました。

採択基準については、答弁にありましたように、県基準より町のほうがブレイクダウンした基準になっておりまして、理解できました。

個人の財産は個人で守ることが難しい場合は、県の補助金を活用して急傾斜地崩壊対策工事の実施が可能となっている答弁につきましてお伺いします。

採択基準があることは、先ほどの答弁に町に採択基準があるということはこの答弁の中に一切出てきておりません。私は、先日、町のほうへその町の採択基準を見せてほしいということを申し出ました。そうしますと、これは広島県急傾斜地対策事業補助金交付要領と、これは平成１９年９月１３日改定で、広島県の土木部土木整備局のものですね、坂町ではないです。坂町の急傾斜地の基準というのは書かれておりません。

そこでお尋ねするのは、この坂町の採択基準を含めて、どこにどのように表示されておるのか、あるいはできてないのか、その点と、できておるのであれば、それをどのように町民の方に、特に被災者は気になっておるわけですが、どのように周知徹底を図られておるのかということをお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 三戸産業建設課長。

○産業建設課長（三戸浩司君） 急傾斜地崩壊対策事業に対する坂町独自の基準という

ことですが、坂町独自の基準はできておりません。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 急傾斜地崩壊対策事業につきましては、やはり国、県の支援を頂かなければなかなか進まんということもございまして、県の基準を私どもの基準として位置づけてこれまでも急傾斜の工事のほうを実施をいたしておるところでございます。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 坂町ではないということで、県のほうの基準に基づいてやっというのですが、もう一点、県の基準をどのように町民に、特に被災者に周知徹底を図ったのかいう答弁をお願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2時21分）

（再開 午後 2時21分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 各地域の住民福祉協議会のほうからも、急傾斜地の崩壊対策につきましては毎年のように御要望を頂いております。その中で県営事業の基準、あるいは県の単県の補助を頂いて町が施工する基準、そういうことを説明させていただきまして、基本的にはこれに該当する、例えば先ほど説明したとおりでありますけれども、その基準に該当したものしか現状では町としてはなかなか財源的にも厳しゅうございますんで、難しいというようなことを説明させていただきまして、いわゆる人家に近いところ、もし急傾斜が崩壊したら、人の命、あるいは家を飲み込むというような箇所を中心に一生懸命急傾斜地の工事を進めておるところでございます。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 次に、答弁の中に採択基準に満たない場合は住宅改修及び住宅移転等の制度を制定しておりますので、活用、検討をとあります。小屋浦の場合、私が調べましたら、該当するようなところは、この被災、あるいはその被災家屋です

ね、これは、皆、古く、この法令、例えば土砂災害特別警戒区域等における土砂災害対策の推進に関する法律、これは平成13年4月に制定されておりますね。それからもう一点、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、これは昭和44年7月に制定されておるわけです。これより、この法律が制定される前に、小屋浦には、小屋浦の住民、あるいはよそから来られた人が住宅地を求めて建設をしとるわけです。建設しとるということは、町が建設許可を与えとるわけですね。ですから、法律ができるのが後追いになつとるわけです。そういうような建物が被災した場合に、町はどのように対応するようにお考えですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2時25分）

（再開 午後 2時25分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 川上都市計画課長。

○都市計画課長（川上宏規君） お答えいたします。

そういった急傾斜地の法律ができたのが44年ということでございますが、建築基準法は昭和25年から施工されております。その当時が危険な区域に対するそういった措置という状況はなかった状況でございます。

今回、今のがけ地の近接等移転事業の補助制度がございますが、これらの経緯につきましては、昭和47年に急傾斜地崩壊対策工事の箇所に該当しない地域の方に対する助成、補助として創設をされて、現在の、今、土砂法に伴う特別警戒区域等を含む範囲に広げまして、改正を行いながら現在来ているところでございます。

こういった補助制度を、住み慣れた方がその土地を手放すとかいうふうなことがいろいろ考えられて難しいということで、なかなか今現在は申請がないような状況でございますが、こういった制度もあるということを十分に皆さんに周知いたしながら、活用していただきたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2時27分)

(再開 午後 2時27分)

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 川上課長。

○都市計画課長（川上宏規君） すみません、建築の確認につきましては、県のほうへ主事を置いておりますので、県のほうが確認を下ろすということでございまして、町のほうには責任はございません。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 私らが小さい頃は、缶けりとかなんか鬼を決めるときにじゃんけんで決めるんですね。それで、中に後出しするんがおるんですよ、ゆっくり、当たるまいってね、後から、それと一緒にですね。というのが、法律が後から出とるんです。先に建築許可が下りて住んだるわけですね。ですから、法律が後出しになっとなるわけです。子供のときは、そういうことをやったら、おい、おまえずるいぞと、よさんぞというようなことで、みんなが寄ってたかって相手にせんということをやった覚えが、記憶がよみがえってきたんですけど、現実にはそれがこの災害で起きとるわけですね。それに対して、これは県がやるからというんじゃないに、やっぱり町として地元の住民に対してどういうように周知をしていくんか、説明をしていくんかというのが必要だと思うんです。

先ほど課長が言われたように、件数がないというのは、周知徹底が悪いから、そういう声がないんだろうと思います。私のところには、行ったらいろいろとあそこが危ないんじゃない、ここが危ないんじゃないという声は聞いとるわけですね。ですから、そこら辺でもうちょっと住民に対して丁寧な説明というのにも必要だと思うんですが、どのようにお考えですか。

○議長（川本英輔議員） 鈴木技監。

○技監（鈴木 晃君） お答えします。

法律が後出しじゃんけんになってるみたいなお話だと思うんですけど、法律というのは、順次、やっぱり問題があれば、その都度、改正して行って、よいものにして、だんだんきちんとしたものになっていきますので、やはり問題点を見つけては改正さ

れ、あるいは新しい法律ができて、規制がかかっていくということの繰り返しだと思いますので、最初からきちんとしたものができるわけではなくて、やっぱり事象に合わせて改正していったり、新たな法律をつくっていったりと。なので、今回の熱海の大きな土石流を受けて、新たな法律がまた施行されるとか、そういうふうに事象を受けて法律というのはできていくものだと思ってますので、そこらあたりは御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

それと、補助制度の周知が足りないということでしたので、そこについては、ちょっとまた内部で周知方法については検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 答弁の中に事前防災、これについて私が取り組んでほしいということを言ってます。これは答弁の中では具体的には県と連絡を取りながら整備を進めていくという答弁なんですけど、坂町の国土強靱化地域計画の中にも土砂災害の整備を県と連携しながら整備を進めていくという同じ文言が書かれておるわけですね。

お聞きするのは、ちょっとこれではどういうことをやるんかというのがイメージが湧きません。何をやるんかということで、もっとやる気があるなら具体的に検討していただいて、県とどういふようなことを連絡しながら整備をしていくんかということをも具体的に示していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（川本英輔議員） 鈴木技監。

○技監（鈴木 晃君） お答えします。

こういう急傾斜地対策事業をはじめとした、砂防ダムもそうですけど、こういった大きな事業につきましては、さすがに町単独で実施するのは先ほど難しいというお話があったんですけど、県のほうにやはり要望して、事業のほうを行ってくださいということを毎回要望しておりますので、そういった要望を続けていきながら、少しでも整備が進むように調整を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） それと、私も実際に県とやりとり、交渉するわけじゃないんですけども、やはり県と連携して進めていくということは、坂町のどこの箇所が被災をしたと。その実態をしっかりと県に説明をして、県が国を含めた施策の中で、この事

業が採択する該当になるかというようなことも連携の中に入っておりますので、それがよく県のほうにも理解していただかないと前へ進まんわけでありますので、そういうこともあるということもひとつ御承知を願いたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） これが私が町内を、小屋浦地区を見て回ったり、町民の人と現地で話しするのに、全く町民の方はどうすりゃええんか、何を誰に言やええんかいのが全く分からずに悶々として、胸の内へ抱えとるとというのが現実です。

そこら辺で、より多く町のほうもそこら辺の現地を調べるなり、あるいは、そういうところを県のほうへ調査をした結果を県のほうへも逐次報告して、そして、一つでも多く急傾斜地の危険地区をなくしていただきたいと思うんですが、そうするための町としての取組というのは何か具体的な案がありますか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 毎年、ゴールデンウィーク前後なんですけど、今年は4月22日に危険箇所点検ということで、坂町消防団、あるいは海田警察、あるいは広島市消防局の安芸消防署からも来ていただきまして、もちろん行政の我々も参加をして、町内の各分団ごとにいろいろな要望がございます。そこらも踏まえて、現地を調査をしながら、これは必要だということで優先順位を決めて、県のほうにも働きかけていく。あるいはまた、そういう消防とか専門機関からの御意見も頂きながら、これをどういうふうにしたらいいかということも協議をしながら進めておるということも、年に一度ではありますけども、やっておるということも御承知願いたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 10番中 雅洋議員から「身近な生活道路の改良・整備の件で伺う」について質問願います。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） 「身近な生活道路の改良・整備の件」で伺います。

令和4年度町長施政方針の中に、「2、次世代に引き継ぎ、住み続けられる基盤づくり」とあり、その詳細として「まちづくり方針の実現に向けて地域住民と協働して創意と工夫を行いつつ、良好な住環境を支える生活道路の整備や円滑な通行の確保をする」などが記載されております。

先日、ある住民の方から「坂町は道路が狭いし、特に横浜地区の狭い道路は路面ががたがたのところが多くて、高齢者が歩行器でも歩きにくいよね」とか、「町は計

画的に直してくれればいいのに」という意見を伺いました。

そうした中、突発的な道路補修は議員や地区の住民福祉協議会として要望活動が続けながら、町当局に随時対応要望しているのが現状であります。

そこで、以下内容について町長の考えをお伺いいたします。

1、生活道路（町道）全体の補修整備は一般的に道路の耐用年数がどれくらいと考え、実績ベースで見るとどれくらいでの補修整備を実施していくのが適切だと考えているのか。

2、担当課として定期的に現状を把握した上で優先順位を決め、5年程度の生活道路補修・整備の計画を作成・実施していつてはどうか。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「身近な生活道路の改良・整備の件で伺う」の件についてお答えをいたします。

坂町が認定し管理する道路につきましては、1級町道が1万1,025メートル、2級町道が1万3,164メートル、その他が5万6,760メートルで、合計8万949メートル、上記以外の里道等の未認定の道路が多数あり、平成29年12月に坂町舗装個別施設計画を策定しているところでございます。

平成30年7月豪雨の復旧・復興工事に伴い、工事関係車両が通行し、生活道路の損傷や劣化が想定以上に早く、また、御指摘の横浜地区の舗装路面の状態については、地区の住民福祉協議会からの要望も多数寄せられ、補修の必要性については認識をいたしているところでございます。

御質問1点目の、耐用年数がどれくらいと考え、実績ベースで見るとどれくらいでの補修整備を実施していくのが適切だと考えているかについてでございますが、減価償却資産からのアスファルト舗装の耐用年数は10年とありますが、こういった道路というのは損傷の進行が早い道路等で、例えば大型車交通量が多い道路や高速走行などを求められる高規格幹線道路等でございます。

舗装の耐用年数というのは、構造、交通量、気象及び周辺環境等によって千差万別であり、個々の舗装の諸条件を考慮して、適切な内容や方法で補修整備を実施していきたいと考えております。

御質問2点目の、5年程度の生活道路補修・整備の計画を作成・実施してはどうか

についてでございますが、平成28年10月に国土交通省道路局が策定した舗装点検要領によりますと、損傷の進行が緩やかな道路等で、例えば生活道路等では管理基準を定め、各道路管理者が道路の特性等に応じて適切に設定するとありますので、現在、車両で行っている道路パトロール等を今後は徒歩等による道路パトロールを追加をし、車両の進入が難しい道路の舗装状況の劣化の把握に努め、優先順位を決めてまいりたいというふうに考えております。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 今、しっかり道路絡みで答弁いただいたんですが、まず1点目に、面白い答弁してくれたんですが、1級町道、2級町道、その他で、トータルで8万949メートルと。すごいな思って、さすがじゃの思って、把握、調べりゃ出てくるんだな、補助の絡みもあるけん、しっかり把握しとるんかどうかなんですが、ちょっとここで関連して一点お聞きしたいのは、その他、1級町道、2級町道、ちょっといろいろ大きいの中からあるんでしょうが、だからその他が路地に近いような道路のことを意味しとるんだろーと思います。それが8万何ぼで5万何ぼ、ちょっと狭い道路がやっぱり町全体としては多いんかないような気はするんですよ。

それで、例えば今、産業建設課長は廿日市のほうから来られておるということで、例えば廿日市全体を見たときに、細かいところはいいんですが、イメージとして、やっぱりこんな配分いうんですかね、小っちゃい道路がこんなに突出して多くて、ちいとしっかりした道路は少ない、そんなもんですか。坂町は特に狭い道路が多いとか、そんなイメージは、イメージのレベルで結構です、答弁をお願いします。大きい声でしっかり。

○議長（川本英輔議員） 三戸産業建設課長。

○産業建設課長（三戸浩司君） お答えします。

廿日市市も宮島町ですか、合併前の宮島町とか佐伯町とかを、今、抱えておりますんで、狭い道路が非常に多いでございます。割合とすれば、坂町、今、計算しましたところ、大体7割ぐらいがその他道路になっておりますが、廿日市もこの程度だというふうに思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 分かりました。

次に、答弁にあった坂町舗装個別施設計画を平成29年12月に策定しておると。  
あるじゃない、思ったんだけど、これ、見たことも提示してもらったこともないんだけど、細かくはいいんですが、イメージとして、これ、どんなものをもって、計画をしてあるから何年ぐらいのもんでやるとか、そんな内容なんか、そうじゃないよ、ただ、こんなもんというのが分かれば、ちょっとお聞きしたい。

○議長（川本英輔議員） 三戸課長。

○産業建設課長（三戸浩司君） お答えします。

坂町舗装個別施設計画は平成29年12月に坂町が策定したもので、道路の健康状態といいますか、性状を点検する路面性状車を走らせ点検します。その点検結果を踏まえた適切な措置を行うことで、道路舗装の長寿命化や舗装の維持修繕費のライフサイクルコスト削減を目指すことを基本として位置づけております。

管理道路の分類であるとか管理基準、点検方法や点検頻度が記載され、対策の優先順位やそういったものを記載しております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 一応、そういう計画があると。

もう一つお聞きしたいのは、国土交通省道路局が策定した舗装点検要領、これらも含めて補修とかそういうものはやっていくんだと思うんですが、例えば生活道路では管理基準を定めて、各道路管理者、各道路管理者いうたら町長じゃろうと思うんですが、今、ちょっとお話ししよるけど、管理者が道路の特性に応じて適切に設定するとあります、ここへ。そんな内容のもんだろうと思うんですが、それに対して坂町が今やっとなのは、車両で道路パトロール等をやっとなと。今度、徒歩でやるのをちょっと追加するというふうな答弁でありました。

これ、年に1回ぐらい車でがっとな回りよったんかあれですが、この辺のちょっと現状と、今度、実際に歩いてやってみようという計画というかイメージ、これをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（川本英輔議員） 三戸課長。

○産業建設課長（三戸浩司君） お答えします。

坂を3地区に分けまして、月に2回、だから3か月に2回程度、車両によるパトロ

ールを行っております。舗装の劣化状況とかを写真とかに撮りまして、点検時、どういった劣化をしているかを確認しております。

今後については、横浜地区のような車両の入らないような狭いところにも職員が車から降りて入っていき、舗装の状況等を確認し、劣化の状況を見ていきたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっと分かりにくかったんじやが、3か月に2回、その中で1回が歩いて回るとか、そんな答弁だったんですかね。

要は、あとそういうのを実施するのはいいんだけど、計画して実施する。かなり結構横浜だけじゃなくて、坂も小屋浦もあるんだらうから、しっかり計画して、地区要望、おかしゅうなりや地区のほうが言うてくれるよじゃなくて、できれば基本的には自分らが把握して補修していくと。突発でどうしようもないようなんが、すぐ近くに住んどる人が地区要望で言うてくれとか、議員に頼んで言うてくれとかいうようなあれになるんだけど、できれば道路とかああいうのはいろいろな内容によって違うのかも分からんのですが、地区要望よりちょっとバランスを減してほしいなというのもあるんですよ。ということは、しっかりやるところは、行政側がやるべきところはしっかりやってほしいと、そういうふうに思うんで、しっかりこういうふうにやりますいうたら、しっかり計画立てて、上位職の人がしっかりチェックしていただければ、ちいとは地区要望も減ってくるんかなと。こういう領域は減ったほうがええと思うんですが、いかがですか。

○議長（川本英輔議員） 三戸課長。

○産業建設課長（三戸浩司君） 基本的には、住民の方からの苦情がない形、行政側がそういったところを見つけて、先行して直すのが理想的な形だと思っております。

今後はそういった形に近づけるよう、職員共々頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 地区要望について町長に聞いてみよう思いつたのは、以前、町長ももう古いから、スタート頃はなかったんじやが、今、地区要望もかなり定着してきて、あるところによると、議員に言うよりは住民協に言ったほうが、こんな

んは早う直るんじゃないとか、そんなあれも聞く。我々が地区要望をしたり、議員要望でスタート頃は産業建設もう火のように行きよったのを覚えております。その頃は産業建設の課長さんもパンクするのが多くて、1年ごとに変わったりというイメージは持っております。

その辺を含めて町長が地区要望という仕組みをつくっていったんかのと、吉田町長の時代になって。今、結構定期的にどこの地区もやっております。

ただ、私から言うと、気になるのは、やっぱり住民の会長さんというのが基本的にそれを受けるのが、まとめてというのが本当に正しいことかな。だから以前は、ちょっと話がそれてごめんなさい、報酬を出しんさいとかいうような動きも提案したことがあったんですが、あんまり住民協、住民協にやるのもいかなもんかなと。

議員というのは、一応、皆さんが出した予算を目を通しております。それに対してあっちが悪い、こっちが悪いいうてくるのは、この予算に対して、あなたらオーケーしとるけど、こんなんがあるじゃないかいうのを言うてくるんだと、我々に。それで対応しよるんだというようなあれだから、行政側も何か要望は住民協が受けるもんよで、それ一本にならずに、要は議員からの要望は議員からの要望であるというふうに二本立てでしっかり整理してもらって、そういうふうな地区要望、それで全体には住民協、議員のおってないところはそれで回したり、その辺もあるんだろう思うんですが、要は町長の思い、地区要望の、その辺をちょっと聞きたかった、もう一回、ちょっとお願いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 以前にもそういう質問を頂いたというふうに認識をしております。記憶をしております。この地区要望というのは、実を言いますと、私の前任者もそういうことをやっておられたと思うんです。おられました。私も町長になるまでに議員を経験をしております、私が住んでおる住民協では、各区ごとになるんですか、昔のですね、そこから代表者が出てきて、もちろん住民協の役員さんもおられて、私もそこに入るんですね。こういうことで命を受けるものですから。その中で、いろいろ地区の中の要望が出てきます。それを区の代表者、それから住民協の役員さんがいろいろ吟味をして、吟味いうか相談をして、優先順位を決めて、そして、それを私も聞いておるわけですから、その後、当時の町長のほうにアポイントを取りまして、住民協の役員さんと、私も議員として要望に来まして進めておりました。そうすると、

大抵のことがうまくいったというような記憶がございます。当時はまだ予算面もかなり今よりは厳しくはなかったような気もしておりますけども、そういうことで、非常にうまく地域と議会、議員さんも含めて一体となって、そして、できる、できんはまた住民協の総会のときに説明をさせていただいたりというようなことで、非常にうまくいった記憶がございます、これはええことだということで、私も町長になりまして、それをずっと引き継いで今日まで来ておるわけございまして、あくまでも、だから議員さんが直接来られることも、当然、私も報告をすぐ受けますんで、それが必要なことだというふうに認識した場合には、すぐやってあげてくれというような指示はします。そういう感覚で受け止めておりまして、そのことがいわゆる私がいつも考えております地域密着、住民密着の政策にもつながってくるんかというふうな思いを持っておりますので、また、住民協さん、議会の議員さんとも一体となった、地域と議会と、それから執行部が一体となって、地域の悩み事、環境改善等も進めていければというふうに思っておりますんで、よろしく願いをいたします。

それともう一点、先ほど課長が申し上げましたけども、坂町舗装個別施設計画というのは、これは長寿命化をしていくために、道路だけではなくに、橋梁とかトンネルとかいろいろな施設があるんですけど、これを長寿命化するためには、この計画を立てていないと国からの交付金が頂けないということで、国のほうから、これを計画を立てないと交付金は出さないというようなことがございまして、この計画を立てておりますんで、そこもひとつ御理解いただきたいと思います。

○議長（川本英輔議員）　６番柚木　喬議員から「認知症高齢者に町負担の保険を導入しては」について質問願います。

柚木議員。

○６番（柚木　喬議員）　「認知症高齢者に町負担の保険を導入しては」の件で質問いたします。

三原市においては、保険会社と市が契約者となる団体契約を結び、自宅に住む６５歳以上の認知症高齢者と介護する家族を対象とする「認知症高齢者個人賠償責任保険」を契約しておられます。登録制で、加入要件は要件を満たす認知症の方と同居の親族とされ、保険料は市が全額負担し、保険金額の上限は１億円とされております。

在宅介護において起き得る徘徊中の鉄道事故で高額の損害賠償が発生したり、日常でも不慮の事故で人にけがをさせたり物品を壊したりした際の賠償リスクに備えるも

のでございます。

認知症は、厚生労働省の推計によれば、令和7年には高齢者の5人に1人が認知症になるとされ、本町においても施設サービス、居住系サービスが十分に行き届かないと想定されます。

まず一点目に、安価な事業費でセーフティーネットとしてのこの保険制度を導入されてはいかがでしょうか。ちなみに三原市は令和3年度予算に50人分、1人当たり3千円で15万円が計上されておられます。

二点目に、本町における認知症の各種サービス受入体制で認知症高齢者の増加に対応できるかどうかを伺います。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「認知症高齢者に町負担の保険を導入しては」についてお答えをいたします。

本町の認知症施策につきましては、第9期高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画において、認知症施策推進関係閣僚会議で決定されております認知症施策推進大綱を踏まえた取組を行っているところでございます。

御質問1点目の、安価な事業費でセーフティーネットとしての認知症高齢者個人賠償責任保険の導入につきましては、認知症高齢者が線路に立ち入り、列車事故を起こし、高額の損害賠償請求を受けた事件がこれまでもあったことは承知をいたしております。

このような損害賠償を補償する個人賠償責任保険につきましては、自治体が保険料を負担する場合、一定の要件に該当する方のみ加入可能となっており、三原市の基準に該当する本町の認知症高齢者は1名でございます。

また、このような保険は認知症を患っておられる高齢者のみに必要となるということではなく、子供から高齢者まで、さらには別居されている御家族全ての方を対象に検討し、それぞれの御家庭の実情に合った個人賠償責任保険に御加入いただくものであると考えておりますので、現在のところ、本町での導入は検討いたしておりません。

御質問2点目の、本町における認知症の各種サービス受入体制で認知症高齢者の増加に対応できるのかどうかにつきましては、認知症高齢者の増加を見据えた認知症施策推進大綱の基本的な考え方は、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持

って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪とした施策を推進することに重点が置かれております。

現在の各種サービスを活用し、地域で支え合う地域共生社会を構築する中で、住民の皆様の保険料の増額にも影響する新たな介護保険サービスの必要性につきましては、慎重に検討していくことが重要であるというふうに考えております。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 町長、いろいろとこれはやりませんということなんですが、例えば今、これ、提案の一般質問なんですけども、意外とコストの安いこういうふうな提案いうのはいつもやらないとか、要はやらないから始まるわけですよ。断り文句からちょっと始まるんですが、意外と担当部署にこれは任せて、どんどんやってもらいたいのがと私は思うんですよ。もちろん町長も思われて、こういうことを答弁いただいていると思うんですけども、何か町内の提案システム、これは金額が、今、実はあと2問目でやるんですが、実質的にはやはり8万5千円ぐらいの事業費でこれできるんですよ。

だからいわゆる私が1問目に確認したいのは、町内の提案システム、何か断り文句から始まるんで、この辺は町長もこぞってそういうことははっきり言われてるんですかどうかいうことを聞きたいんです。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） この質問に関しましては、答弁につきましては、一応担当のほうからこういうふうにしたほうが良いという上申を頂きまして、そういうことで整理をいたしております。私は特段あれこれということは、このことについては申ししておりません。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 説得するということになるんですが、三原市の現状をお聞き私もしたんです。何でかいうたら、三原市が広島県で初めての導入なんですね、これ。だから他のほうにはもちろん聞けなかったんですけども、かなり三原市の現状を聞くと、要件が厳し過ぎて検討の余地があるとされてると思ってるなんていうようなことを言われてました。だから、今、ここに実績は少ないというようなことの答弁があったんですが、現在、3千円の保険料が1,700円でできてるということは、1,700

円掛けの50じゃけん、8万5千円の事業費で、物すごくこのセーフティーネットの構築ができる。答弁いただいたのは、御家族が全部やるべきじゃとかいう、そういうようなことじゃなくて、次に質問するんですが、とても認知症の受入体制は十分じゃないわけですよ。ということで、何か事業費が8万5千円ぐらいだと思うんですよ、今、50人で、三原市の状況が。だから、坂町でもこういう事例に倣って、例えば加入要件を緩和したりしてからやればええんじゃないですかね。そういうふうな三原市が模範となって、県下2番手で導入すべきだと思ったんですが、どんなでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） こういった施策は、以前から申しておりますが、競争してやるものではないというふうに考えております。

このたび、この保険の導入については、現在のところは検討していないということをお答えいたしました。

三原市さんのほうにもこの保険について私もお伺いしましたし、他市町についても少しお伺いいたしました。

三原市さんについては、やはり何か事業をしないといけないということで、昨年度の夏から始められたということは伺っております。

他市町で伺いましたときに、例えばこの個人賠償責任保険というもの、保険の本当に難しいところではあるのですが、何か御家族が加入されている、例えば町が設置するその保険に加入する、両方に加入した場合、どちらかの保険しか出ないとか、いろんな弊害が出るということも伺っております。その認知症の要件につきましても、いろんなことを撤廃すればいいのではないかと、今、議員さんのほうから御意見がありましたけれども、やはりそういったことは、町でそういったことを始める場合には、しっかりとした基準を設けるということは、何事においても必要であると考えております。

認知症の方で、今回、三原市で該当になっているのは、主治医の意見書ですね、介護保険の申請で主治医の意見書に認知症であるという記載があることと、徘徊するということの記載が必要となっております。その徘徊についても、日常生活の自立度というものがあるんですけれども、この規定が、日中を中心として着替えや食事やその他排せつが全くできない、所構わず徘徊をする、やたらにいろんなものを、異物を口に入れてしまうとか、そういった基準でされておられます。ただ、ここの基準は、多分、

三原市さんも緩和はされずに、主治医意見書ではなく、認定調査の基準を取り入れるというようなことも三原市さんのほうには確認をいたしております。

しかし、いずれにいたしましても、こういう保険というのは、やはり御家族の中で、その御家族に合った保険に加入していただくことが必要であると考えておりますので、今回、認知症の方に特化した保険を町が設置するということはいたしませんというふうに答弁をさせていただいております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 2点目に質問してます認知症の受入体制の件ですけども、答弁では、第8期介護保険事業として認知症の発症を遅らせ、共生と予防の施策を実施するとありますね。えらいじかにどうのこうのするんじゃないなくて、周りをちょっと固めるんじゃないいうふうな感じで理解してるんですけども、今、これ保険事業で精査しますと、保険事業いうたら今回の第8期介護保険事業ですね、中身を精査しましたら、認知症の要介護認定者数の予測、将来予測値と内閣が出してる予測値と大きな矛盾がちょっとあるんですよ。認知症の患者はこんなもんじゃないということを、今、ちょっと説明するんですけども、その矛盾というのは、ちょっと長くなりますけど、聞いてください。

坂町がつくった第8期介護保険事業計画は、要介護認定者数が平成29年度から30年度にかけては災害の影響から増加傾向にあったけども、令和元年度以降は減少に転じているということで、要介護認定者数というのは、もちろん認知症の人とかなんかも全部含むんですけども、要は元年度にもう減ってると。それで、結果、655人だというような報告になってるんですね。

ところが、政府機関の認知症介護認定者数の将来推計の調査いうのがあるんですけども、令和2年度においては、全国で410万人で、7年度まで5年間で10万人増えるとされてまして、坂町に置き換えますと、65歳以上の人口約4千人に対して450人が要介護認定の相当者になっていると思われるんです。

したがって、今、報告であります655人というのはこの資料に書いてあるんですけども、その中の450人が要は介護認定者になっていると思われるしか想定ができませんですけども、要は令和7年まで、毎年、坂町では10人認知症になるんですよ、この想定では。だから安閑としておれんのだと私は思ったんですけども、とてもこの今

の事業計画と政府予測の乖離があり過ぎるんです。書いてある数字に表れてない認知症患者がいるということもちょっと想定するんですね。

この推定というのは、なかなか、ある学者が言った推定なんで、はっきり断言できないんですけども、その中で受入体制整備はこのことを前提に考えるべきであって、今、答弁ありました共生と予防とかいうレベルじゃ、認知症の発症を遅らせいうふうなこととか、周りの政策よりも、こっちの受入体制整備を先に考える。例えば認知症患者が認定されてない患者がおる場合は、何かこういうふうな対策を考えとかんと、ちょっといろいろと家族に不幸が起きたりするんじゃないかと思うんですけども、その辺の事業計画と政府の認定者数の読み方についての乖離についてはどういうふうに思われますか。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

坂町の介護保険事業計画につきましては、坂町の実態に基づいた推計をいたしておりますので、政府と乖離しておりますのは、やはり政府は一般的なものでございます。全国的に出したものでございますので、その乖離は当然あってしかりと考えております。

認知症になるまでの施策といたしまして、町長の答弁にもございましたように、認知症の施策推進関係閣僚会議で決定されました認知症施策推進大綱、これは国が決めたものでございます。これにのっとって各県、そして県から市町に下りてきて、そういう施策を実施するようということになっておりまして、それを事業計画のほうに表しましたのが今回の第8期の事業計画の内容でございます。

初期の認知症につきましては、認知症初期推進支援チーム、認知症の初期の方をしっかりとサポートをして認知症の発症を遅らせる、しっかりとサポートをしていくといったようなこともこの事業計画の中にはございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 結局、今、言われたのは認知症施策推進大綱、それを基にこの今の事業計画をつくったというんですけども、これは政府の予測値いうの、全国はこういう認知症がおるんですよ、410万人ぐらいどんどんどんどん令和2年度になるんですよという予測値が全部政府のこの大綱に書いてあるかどうか知らんのですけ

ども、この大綱にも載ってるはずじゃないですか。それを本町でつくってる第8期の介護保険事業計画には載せてないだけじゃないですかね、これ。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 事業計画の本文の中にも、この認知症施策大綱に基づきこの計画を立てておりますというふうに明記をしております。

中身につきましても、県のほうにもしっかりとこの中身は確認していただいておりますし、この策定に当たっては委員会を開きまして策定をいたしておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） いずれにしても、今、介護認定については、いろいろと介護認定の審査会とか事業計画の在り方ということが問題で、この件は別の機会に回すんですけども、いずれにしてもかなり認知症患者が増えてくるということがお分かりだと思うんです。

それで、別な資料で、今、認知症患者がどこにいるかという居場所調査が政府のほうから実施されてるんですよ。それは政府機関の全国の居場所調査ということで、要介護認定者の半数の人が居宅におる、家におるんですよ。分母が410万人で、そのうちの半数が自宅におってんですよという結果が調査機関で全国の居場所調査において出てます。

つまり、居宅におったら、今からそういうことが発生するんですよ。だから介護サービスとかなんかが不足するんですよ、全国的に。坂町もそうだと思うんですけども、全国的に不足するんですよ。

それと同時に、坂町は立地的にこういう徘徊鉄道事故いうか、鉄道事故が、物すごく鉄道が長いわけですよ。鉄道が長いんですよ。三原市さんも長いと思うんだけど、そういうふうな鉄道事故の多い環境にあるいうか、必ずしも多いとは言い切れんですけど、環境的にはそういうふうなことがあるけん、何とかこういう保険の適用というのが、やっぱり家族にとって本当のセーフティーネットになるわけで、早急に導入してもらいたいがのということを申し上げます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 答弁要るんですか。

○6 番（柚木 喬議員） 答弁してください。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） この保険の導入につきましては、町長の答弁で、これは担当課から上げましたけれども、現在のところ、導入の予定はございません。

ただ、次期介護保険事業計画を立てる、今期もニーズ調査というものをいたしましたと午前中の答弁の中でも申し上げましたが、しっかりと住民の方へニーズ調査をいたしまして、こういった保険が必要であると、これを町でやってもらわないと困るんだというようなことがございましたら、また検討していく案件になろうかとは思いますので、そういうことで御理解をいただきたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 以上で、一般質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 3 時 2 0 分）

（再開 午後 3 時 2 9 分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） お諮りします。

財産の取得についてを追加日程第 1 として議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

財産の取得についてを追加日程第 1 として議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第 1 議案第 4 4 号「財産の取得について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第 4 4 号「財産の取得について」御説明を申し上げます。

本案につきましては、小中学校の通常教室、特別支援学級及び理科室に電子黒板を 5 2 台取得しようとするもので、優秀業者 6 社を指名いたし、令和 4 年 5 月 3 0 日に指名競争入札を執行いたしました結果、1,024 万 2,232 円で株式会社きんしに落札をいたしましたので、本財産の取得について議会の議決を求めるものでございます。

なお、納入期限は令和４年８月３１日といたしております。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第４４号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第４４号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） お諮りします。

令和４年度坂町一般会計補正予算（第３号）を追加日程第２として議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

令和４年度坂町一般会計補正予算（第３号）を追加日程第２として議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第２ 議案第４５号「令和４年度坂町一般会計補正予算（第３号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第４５号「令和４年度坂町一般会計補正予算（第３号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、原油価格等の高騰により経営に影響を受けた町内事業者への支援に要する経費につきまして補正計上を行ったもので、既定の予算総額に１，５０６万円を追加し、歳入歳出予算の総額を６９億１，９９５万円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明をいたします。

まず、９ページの歳入で、国庫支出金、総務費国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上いたし、繰入金、基金繰入金では、財政調整基金繰入金を計上いたしました。

次に、歳出で、１０ページの商工費、商工振興費では、原油価格・物価高騰対策中小企業等支援事業を計上いたしました。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第４５号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第４５号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

本定例会の会期は6月7日までとしておりますが、坂町議会会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

本定例会は本日で閉会することに決定をいたしました。

最後に、町長から発言を求められておりますので、発言を許可いたします。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 令和4年第7回坂町議会定例会が閉会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会にお願いをいたしました案件につきましては、いずれも原案のとおり御決定をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は下げ止まりの状況ではございますが、再び感染者数が増加することも懸念されております。町といたしましては、今後も継続をして感染拡大防止対策を徹底をしてまいりたいというふうに考えておりますので、皆様方には御自愛くださいますとともに、これからもなお一層の御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(川本英輔議員) これにて、令和4年第7回坂町議会定例会を閉会いたします。

御苦労でございます。

○議会事務局長(西谷信樹君) 皆様、御起立をお願いいたします。

(起立)

○議会事務局長(西谷信樹君) 互礼。

(閉会 午後3時36分)